

第9回 全国首長連携交流会

—首長が連携して地域の自立・自治のための改革を進めよう!—

報 告 書



日 時:平成16年5月14日(金)～16日(日)

場 所:栃木県宇都宮市

14日(金) ホテルニューイタヤ

15日(土) 宇都宮市役所

16日(日) (市内エクスカーション)

主 催:全国首長連携交流会

開催市:宇都宮市

事務局:NPO法人 地域交流センター

目 次		
項目		頁
本編		
	はじめに	2
	本会の様子	3
	第 9 回全国首長連携交流会からの提言(宇都宮宣言)	5
	全体交流会(1) 抄録	8
	大会長歓迎挨拶(福田富一・宇都宮市長)	8
	会長挨拶および経過報告(森民夫・長岡市長)	9
	提言・実践首長会の取組みと成果(石田芳弘・犬山市長)	10
	事務局報告(田中栄治・地域交流センター代表理事)	11
	基調講演:新しい時代の地方自治体の活路を考える(梶原 拓・岐阜県知事)	12
	志木市その後の改革の成果(穂坂 邦夫・志木市長)	15
	日本ぐるっと一周・海交流について(西川 正純・柏崎市長)	17
	九州提言・実践首長会について(宮路 高光・伊集院町長)	18
	介護予防・健康増進への取組みについて(鈴木 望・磐田市長)	18
	三位一体改革・義務教育国庫負担金制度の見直しについて (前川 喜平・文部科学省初等中等教育局財務課長)	19
	交流・懇談会	20
	部会議事要旨	21
	1. 合併・経営改革部会(1) 要旨	21
	2. 合併・経営改革部会(2) 要旨	23
	3. 教育部会 要旨	25
	4. 介護予防・健康増進部会 要旨	27
	5. 環境部会 要旨	29
	6. 都市農村連携部会 要旨	31
	全体交流会(2) 抄録	33
付録		
	全国首長連携交流会 経緯と概要	41
	提言・実践首長会の経緯と概要	43
	第 9 回全国首長連携交流会 プログラム	46
	第 9 回全国首長連携交流会 参加者一覧	47
	全国首長連携交流会 前回までに参加した首長(過去 5 年分)	49
	『国の常識は地方の非常識』出版のご案内	51
	第 10 回全国首長連携交流会 お誘い	52

※ 文中の肩書きは全て、平成 16 年 5 月 14 日現在のものです。

はじめに

平成 8 年に発足した全国首長連携交流会の当初の素朴な発想は、首長同士で情報交換を行い、先進的な政策をお互いに学びあい、国に対しても政策提案をしていこうということでした。まずはじっくりと交流ということで 2 泊 3 日の形式にて開催してきましたが、平成 14 年には本会から「提言・実践首長会」も生まれ、さらに政策提言を行う機運が高まりました。

こうしたなか、平成 16 年 5 月 14 日～16 日にかけて栃木県宇都宮市にて開催致しました第 9 回全国首長連携交流会には、知事 4 名も含めた約 70 名の首長本人が参加し、省庁関係者、学識経験者など合計 200 名以上の参加のもと、真摯な議論が行われました。

とりわけ、今回は、地方自治体を巡る状況が劇的に変化するなかで、地方分権を実現し、地域主導の地域づくりを実践していくためにはどのようにするべきかについて、大変に密度の濃い議論がなされたと感じています。また、本会の議論の総括として、宇都宮宣言も採択されました。

現在、わが国の地方自治制度は大きな転機を迎えつつあります。地方財政を巡る状況は一変し、市町村合併等の推進により、国からは一定の自治機能に耐えうる「規模」が求められるようになってきています。さらに、三位一体改革とも関連して、地方分権のあり方や自治体のあり方が大きく問われつつあります。

本報告書は、第 9 回全国首長連携交流会における議論等を事務局の責任においてまとめたものです。本会の成果が、真の地方自治の実現の一助になることを切に願います。なお、次年度の第 10 回全国首長連携交流会は、愛知県長久手町において開催を予定しています。なおまた、提言・実践首長会は、テーマに応じて頻繁に会合を行っております。あわせて、ご参加を頂ければ幸いです。

平成 16 年 5 月

全国首長連携交流会 事務局
特定非営利活動法人 地域交流センター
代表理事 田中 栄治

■第9回全国首長連携交流会の様子



1日目・全体会の様子



1日目・全体会 参加者の様子



1日目・懇親会の様子



2 日目・部会の様子



2 日目・全体会にて登壇する、
各部会座長



2 日目・全体会にて話に聞き入る
参加者

第 9 回全国首長連携交流会 宇都宮宣言

全国の自治体は、戦後 60 年近くに渡って地域住民の福祉向上のため、日本国が目指す大きな方向にそって必死の努力を積み重ねてきた。その結果、世界でも類を見ないほどのスピードで新たな国づくりが進み、世界第 2 位の経済規模を誇るまでに大きな変貌を遂げ、国民の暮らしの質も格段に向上した。この驚異的な国の成長は、強力な中央集権体制のもとで、全国画一的な自治運営がもたらした大きな成果であった。

20 世紀終盤になって、我が日本国は、「少子化による人口減と人口構造の変化」、「経済成長の鈍化と財政難」、「国民の価値の多様化」など、これまで経験したことのない大きな課題に直面するに至った。加えて近年は、グローバル化と自由競争社会の中で、「国」と「地方」、あるいは「都市」と「農山漁村」との役割の違いを認識しない対立も見られるようになった。

これはひとまとまりの日本国という視点で俯瞰すると、不毛な対立であり、現下の日本の難局を思うとき、こうした不毛の対立から抜け出し、真に国民のための日本の国のあり方を論ずる必要がある。地方政府を預かる現場の責任者であり、最高経営責任者としての首長には、この議論の結果による基本理念にそって、粘り強い不断の行動を起こすことが、今ほど強く求められている時代はない。

われわれ第 9 回全国首長連携交流会に参加した 4 人の知事と 60 人の市町村長は、同じ首長という立場で宇都宮市に一堂に会し、同じ目線で、地域住民の幸せを心から思い、真摯に議論を行った。

以下にその成果を「宇都宮宣言」として発表し、政府ならびに国民全体に強くアピールする。

I. 総論 : 『自律可能な自治の実現を』

大きな成果をあげた中央集権体制下の自治制度であったが、それは自治の本旨という観点から見ると、自治体の一挙手一投足までを国が管理する、いびつなものだったともいえる。日本国が直面している種々の課題に柔軟に対応するためには、「自治は、民主主義の源泉であるだけではなく、学校である」という先達の教えに学ぶまでもなく、日本国憲法に定める自治の本旨にそった真の自治を実現する必要がある。

多様化する各種の課題に対応するためには中央集権的手法では限界があり、住民生活に最も身近な自治体が地域の実態に応じた政策を展開することが必要となっている。そのためには、自治体が他からの制約の呪縛から解き放たれ、「責任を持って自らが考え自らが行動できる体制」、すなわち「責任ある自律の仕組みを構築すること」が必須となっており、この自律の権限と手法を確立することを我々は強く望むものである。

1. 地方財政自律改革の断行

国・地方ともに未曾有の財政難に陥っているが、単なる財政の縮減縮小だけでは、「財政健全化して国民生活が崩壊する」という、本末が転倒した事態を引き起こしかねない。国民の生活をいかに守るかの視点が不可欠であり、この視点が欠落した財政改革は、意味のないものといえる。その視点を維持するためには、これまで中央政府が上意下達的に方針を決めていた現在の財政制度から脱却し、地域住民が財政改革に伴う痛みと財政から受ける恩恵、そのバランスを判断できる仕組み、すなわち身近で透明性の高い自治体の財政運営の自由度を高める「自律可能な財政制度の確立」が必須となっている。

「自律」という言葉の意義

自治体の「自立」が叫ばれることが多い。われわれもそれに異を唱えるものではない。しかし、ともすれば「自立」という言葉は、「その地域内の資源で総ての活動が完結すること」であり、それが適わない地域は落ちこぼれであるかのような誤解を与える場面もある。本宣言でも述べているとおり、日本国の多様性を斟酌すると、各地域間の資源の融通は必須のことと言える。そこで、われわれは自立という言葉使いを避け、これまで他からの多大な制約、制限を受けていた自治体の現状を打破し、責任ある自己制御を目指すということで「自律」という言葉を使っている。

2. 多様な自治制度の創出

現在、国の大きな方針に沿って平成の大合併議論が進んでいる。現下の日本国の課題を克服し、住民のための生き生きとした自治を実現するために、住民の議論と自主的な選択によって合併を進めることは当然あってよい。

しかし、我が日本国には、都市があり農山漁村がある。人口の集中した地域もあれば、散在性の高い地域もある。厳寒積雪の地域も島嶼地域も亜熱帯地域も存在する。この多様性こそが、日本の特色といっても良い。この異なった条件を持つ地域の中で、住民にとって生き生きとした自治を実現するための手法は一樣ではない。

それぞれの地域の実情に応じた「多様な自治の仕組みを認めることが必須」となっている。

3. 現場の視点での簡素で透明な行政制度への移行

多様な自治のあり方を実現する上においても、現下の財政改革の観点からも、そして主権者である地域住民の目線からも、簡素で効率的な行政運営の仕組みを構築することが必須である。しかし、地域の現場から遠く離れた中央政府だけの感覚では、真の簡素効率化は難しい。「現場にこそ真実が存在している」のだ。特に、既得権益温存のための省庁間の対立などはもっての外であり、それらに起因する住民生活を省みない中央政府の不当な関与は、ぜひとも排除されなければならない。

国民生活に立脚し、限りある資源や財源を最大限に有効に活用するための「簡素で透明性の高い行政制度確立の鍵は自治の現場に存在」し、関係者はこの自治体の考えを最大限、取り入れなければならない。

II. 各論

1. 合併・地域経営問題について

- 1) わが国のあり方（国家像）について、国全体のコンセンサスを担保できる議論が必須であり、その上で市町村合併や各種改革論議を深める必要がある。
- 2) 従来型の貨幣経済重視から脱却し、文化や森林、水、空気など貨幣価値には簡単に換算できない長期的視点が必要な価値を重視した地域づくりを進める必要がある。
- 3) 国家を支える自治を活性化させるためには、自治体に対し自由度の高い財源を確保するとともに、生命資源を守るための透明性の高い精緻な交付税制度が必要だ。
- 4) 国と地方の事務は非効率で重複が多いが、これらへの問題意識を先鋭化させることができるのは自治の現場だ。国の将来を考えた総合的視点から自治のあり方について、市町村が具体的提案をすることが必要だ。
- 5) 「良い地域とはどんな地域か」という本質的な議論を続けることが必要である。「市町村規模は小さいが強い地域」という考えも重要視したい。
- 6) 地域連携に向けては、「人間連携」がキーワードである。具体的施策として、地域をつなぐ人の交流の拠点となる「まちの駅」をベースに展開を考える。

2. 教育問題について

- 1) 中央集権から地方分権へのシステム転換は時代の要請であり、日本再生への最大の要件である。教育の地方分権もその大きな柱である。スピードを持って教育課題に対応するためには、現場に最も近い基礎自治体に、教員の採用や人事、給与、教育予算などの権限と財源を移譲する必要がある。
- 2) 市町村は、地域の実情に応じて独自の教育施策を自主的に実施している。ナショナルミニマムとしての教育政策は、文部科学省が責任を持って実施し、これを超える施策は、市町村が自主的に実施できることが重要である。
- 3) 子どもの学習意欲の低下が深刻化している。市町村は、地域の実状に応じて、子どもの意欲を引き出すための楽しい学校づくりや学ぶ喜びを引き出す教育施策に力を入れる必要がある。
- 4) 教員は向上心を持っているが、忙しすぎるのが実情であり、教員をサポートし技術力を高める支援策が必要である。また、学校を地域に開き、地域が学校を支援する仕組みを構築すると同時に、第三者が学校の実情を検証できる仕組みも必要である。

3. 介護予防・健康増進について

- 1) 健康づくり・介護予防は、基礎的自治体にとって極めて重大なテーマであることを改めて認識する。そこで、科学的根拠に基づいた介護予防施策を市町村長が連携して研究し、広がりのある取り組みを行う。
- 2) 健康増進・介護予防の具体的施策として、筋力トレーニングによる健康増進プログラムなどに連携して取り組む。あわせて、「健康の駅」を活用し、さまざまな分野の施策情報を収集する。

4. 環境問題について

- 1) 市町村のごみ処理の課題となっている生ごみの資源化対策について、全国的なシステムづくりに努める必要があり、国は自治体への支援を行うべきである。
- 2) 環境問題への取組みは高度の専門性と経験を要する。そこで、市町村が連携して人材を育成し、相互のノウハウを共有できる仕組みを構築すべきである。また、大学、企業などの人材を活用する仕組みづくりも積極的に取り組みたい。
- 3) 環境問題は地球規模における問題であることをここで改めて強く認識するとともに、市民が環境問題に、より持続的かつ強力に参加するため、NPOなどによる環境ビジネスの育成を進めることが望ましい。
- 4) 採石・採土や産業廃棄物処理などの環境関連事業者は零細で不安定な事業体が少なくない。このため、倒産などによって、環境への重大な影響を招くケースも多い。これらの問題を解決するために、以下の四点に取り組むべきである。
 - (1) 現場の実態をよく把握している市町村の許認可などの権限を強化する。
 - (2) 事業開始にあたって、事業者は事前に事業計画を作成し、内容が不完全な場合は許可しないなど、事業者の質的向上などの方策についても検討する。
 - (3) 事業者の倒産などによる環境問題が発生した場合に備え、事前供託金ないし基金などの経済的な担保を確保するルールをつくる。
 - (4) これらの責任を処理事業者のみが負うのではなく、土地所有者や廃棄物発生者の責任でもある。これら関係者が応分の責任を負う仕組みを検討する。
- 5) 市町村のリサイクル施設の建設等に伴って、環境学習施設等が整備されるケースも多い。これらの資産を共有し、相互利用することによって、環境学習の充実を図る。
- 6) 自治体の環境関連担当者の合宿・研修により相互の環境問題に関する知識やノウハウを共有し、職員の資質向上を図るよう努める。

5. 都市農村連携について

- 1) 都市と農村の交流人口を農村での定住人口にシフトさせるため、外部依存型の「観光」を主体とした交流から、地域住民と喜びを分かち合える都市農村交流に継続して取り組む。また、大学生などの若者が、農山漁村に長期滞在可能な仕組みなど、教育効果も視野に入れた複合的なまち・むらづくりに取り組む。
- 2) 農山村は、大きな可能性を持っているが、現在、重篤な危機に直面し、今こそ農山村の維持再生に本腰を入れて取り組まなければならない。農業・林業を自立した産業として捉え直し、安定した就業人口の確保に向け、新しい仕組みづくりを進める。また、地域リーダーを育て、事業継続を可能とする仕組みを構築するため、競争原理の導入や成果に応じた既存所得保障制度の延長などが必要である。
- 3) 都市再生とあわせて、農業・農村再生を並行して行う必要がある。農山村の現状把握や再生に理解が深い政治家や行政関係者を増やすとともに、首長で力を合わせて、農山村の重要性を国、ならびに国民にアピールしていく。

6. 北関東から新潟地域の連携

- 1) 有志市町村長による定例交流会の確認

第9回大会の開催地である「宇都宮市」は北関東にあって、平素より太平洋から日本海に至る「北関東～新潟地域連携」を議論している中核的地域である。その地域特色を活かすため、北関東から新潟地域の参加市町村長による「合併・地域経営」部会を設定し、地域連携等について議論を深めた。その中で、今後の本地域の連携について、少なくとも年に一回以上は、有志市町村長で交流会を開催し、実践的な連携策を検討することを確認した。

- 2) 花火平和基金の確認

当地域には、長岡市、小千谷市など、日本有数の花火大会を実施する地域が多く、規模の大小を問わず花火大会を実施する地域が連携して「花火平和基金」をつくり、国際的視野での子供教育、子供平和交流などに役立てることが提案された。今後、実践に向けた議論を開始する。

以上、栃木県宇都宮市において宣言する。
平成16年5月15日

第9回全国首長連携交流会
会長 長岡市長 森 民夫
大会長 宇都宮市長 福田 富一
参加首長一同

第一日目 全体交流会 抄録

■ 開会挨拶

□ 大会長歓迎挨拶（福田富一 宇都宮市長／第9回全国首長連携交流会 大会長）

皆さん、こんにちは。ようこそ宇都宮において下さいました。宇都宮市長の福田富一でございます。本日は、宇都宮市と共通点のあります長岡市の森市長（全国首長連携交流会会長）をお迎えし、また、日本最古のお城、国宝・犬山城をお持ちの犬山市の石田市長（提言・実践首長会会長）をお迎えし、そして全国各地から多数の首長さんにご参加を頂きまして、大変ありがとうございます。

宇都宮も、長岡市のお城と同じように、二回戦災に遭っております。土方歳三に攻め込まれて炎上し、その後、残った石垣もB29によって跡形もなく破壊されたという歴史をもっております。来年そして再来年の市制110周年に向けて、現在、復元工事に取り掛かっているところです。目指すところは、500年を超える歴史をもつ犬山城です。もう戦災はないだろうということで、木造のやぐらを二基つくり、数百年持ちこたえる形での復元に取り組んでおります。

宇都宮市は、餃子・カクテル・ジャズだけではございません。宇都宮城も歴史的に重要な役割を果たした時期があります。豊臣秀吉が東北地方を平定するときに、宇都宮城で東北の諸大名の役割を決めたということがあります。そのとき、宇都宮城に徳川家康を呼びつけて、江戸城に住みなさいというお達しも致しました。そして、全国が平定されたわけです。これを宇都宮仕置といいます。その舞台となった場所でもありまして、歴史も、しっかりとあるまちでございます。

さて、今日は、北は北海道、南は沖縄まで、全国から160名を超える皆様方にお集まりを頂きました。国の省庁の皆様、学識経験者の先生方、各界のリーダーの皆様方にお集まりを頂きまして、改めて、心より感謝を申し上げます。この交流会につきましては、今回で9回目を数えることになります。政策課題を共有する首長が、地域を越えて連携し、積極的かつ自由に意見を交換し、本格的な政策提言を全国に向けて発信してきたところであります。

宇都宮市開催の今回より有志知事とも連携し、意見交換ができる運びとなりましたことは、非常に光栄でもありますし、素晴らしい機会でもあると思っております。現在、自治体を取り巻く環境は、私が申し上げるまでもありませんが、課題山積でございます。明日の分科会のテーマは、これまで以上に地方自治体が主体となって、自律的なまちづくりを進めていくために向き合わなくてはならない、非常に重要なテーマを取り上げて設定したものであります。

本日お集まりの皆様が、こうしたテーマで熱心に議論をすすめ、新しいまちづくりの方向性を見出し、今後のまちづくりのヒントにいただければ、大変有難いと考えているところです。また、今回の会を通じまして、より一層の連携・交流を深めていくとともに、我々自治体が、分権時代の自治体政策を宇都宮宣言として提言し、国や日本全体に向かって政策をアピールしていきたいと考えております。

結びに、開催にあたりまして調整の労をおとり下さいました地域交流センターをはじめ、本日、ご出席の皆様方のご発展と、本交流会がご参加頂きました皆様にとって、実り多いものとなりますことを心から念じまして、地元市長としての挨拶とさせていただきます。



福田富一・栃木県宇都宮市長

□会長挨拶および経過報告（森 民夫 長岡市長／全国首長連携交流会 会長）

皆さん、ようこそお集まり頂きました。この全国首長連携交流会も今回で第9回を数えるに至りました。

この会は、集まって日本の明日を語ろうと、地域交流センターの田中さんの夢と情熱にほだされて、志のある市町村長が集まったのが始まりだったと思います。また、ストレス解消というの確かにこの会の目的の一つにあると思います。やはり、同業の市町村長と話をする中で、ストレス解消をして、帰って、それぞれの地元で仕事ができるということが大切な目的であると思います。



森民夫・新潟県長岡市長

ただ、それ以上に交流や出会いの中から新しい思想や政策が生まれ、地域や考え方の異なる人が密接に交流する中で新しい化学反応が起きることが、この交流会のメリットでございます。そういう意味で、参加される市町村長、省庁関係者、学識経験者の方が、それぞれが皆、この会で得たことを、それぞれの職場にお土産として持って帰ることがやはり、この会が長く続いた原因ではないかと思います。

しかしながら、社会状況はご承知のように、大変な激動期を迎えるに至りました。一つは合併の問題であります。それぞれの地域でご苦労されていると思います。さらに、小泉首相が唱えました三位一体改革という中で、地方交付税や税源委譲の問題が起きました。地方が自立するという動きの中で、大きな激動の時代を迎えるに至ったわけでございます。その社会的な背景をうけまして、この首長連携交流会も一層の発展を遂げたわけでございます。

去年は、東京ビッグサイトでこの会を行いました。去年は「有明宣言」という形で地域の自立に向かひまして、アピールを出しました。また、一昨年は犬山市の石田市長が会長をされておられます、提言・実践首長会がこの全国首長交流会を母体にして、発足しました。さらには、今年に入りまして、九州に「九州提言実践首長会」ができるなど、大きな組織的な充実の動きがございます。そして、今回の交流会には、志のある4人の知事さんまで出席をいただくというまでに大きく発展して参りました。

どちらかという提言・実践首長会にしても、有明宣言にしても、いわば硬派な動きです。しかし、冒頭に申しましたように、この全国首長連携交流会の良い点はフランクに議論ができるということです。別の言葉で言えば、良い意味で「いい加減」な会だということです。その中で、色々な成果をあげてきた会であります。そして、この会のある意味での「いい加減」さに我慢できないような、懐の浅い人はだんだん来なくなります。それに耐えられるような懐の深い人だけが残るという点がこの会の良さでございます。そういう自由でゆとりのある交流の中から、新しい革命的な政策が生まれるという堅い信念のもとに、これからもこの会をフランクな付き合いの中で、未来の日本を作っていくという良さを引き続き残していきたいものです。

その意味で、夜が大事だということがありましたが、夜に自由な雰囲気の中で、自由に交流する楽しみがこの会にはあります。昼間はもちろん真面目にきちんとやりながら、夜はゆとりをもって、交流を深めていただきたいと心からお願いを申し上げたいと思います。3日間、有意義な会になることを心から祈念申し上げます。

■ 各種報告

□ 提言・実践首長会の取組みと成果（石田芳弘 犬山市長／提言・実践首長会会長）

「提言・実践首長会」は、今日の全国首長連携交流会の対外的な広報機関という位置付けであると考えています。

地方分権法が制定されたのは平成7年の5月ですから、ちょうど今年の5月で、10年目になります。ですから、第9回を迎えたこの全国首長連携交流会は、まさしく日本全体の地方分権と期を一にして成長してきたように思います。

当初は、サロンの的に全国の心ある首長のみなさんが、会を通して人間関係を広めていたのですが、4年前に岐阜県各務原市と愛知県犬山市で開催し、初めて東京以外に会場を移しました。その翌年、東京武蔵野市で開催し、次の年は長



石田芳弘・愛知県犬山市長

岡市と柏崎市にひきうけていただきました。そして、去年、もう一度首都圏に戻して、東京で行い、そして、今年、宇都宮市で開催されています。こういうプロセスを経て、この会は発展してまいりました。

そして、2年前から、議論するだけではもったいないということで、政府に提言していこうということで始まったのが、「提言・実践首長会」でございます。そこでは計6つの提言を行いました。その中に市町村合併に関する提言があります。これは少なからず全国に影響を及ぼしたと思います。市町村長がサミットでこういう議論をする例は他になかったものですから、そこで議論されたことを提言として世に問うたということは非常に意義深いものがあると思います。

また、行政改革、医療福祉施設、行財政改革、農業・農村ビジョンについての提言も行いました。そして、これは非常に珍しいのですが、県境を越えた連携・合併に関する提言も行いました。これは我々にしかできないことです。理論とかそういうことではなくて、日々、実務をやっている現場の首長の生の声を提言したわけです。

その提言を行う議論の中で、都道府県の機能について多少の不平不満がありました。都道府県に対する信頼感が若干揺らいでおりましたが、我々が提言をしたとのニュースを見聞きした岐阜県知事から電話がかかってまいりました。知事が電話越しで、「あなたたちのやっていることと我々知事とドッキングしよう」ということをおっしゃいまして、岩手県の増田知事をリーダーとする「21世紀臨調 知事・市町村連合」をご紹介いただき、昨年の秋から、議論を重ねてきています。

その成果は、お手元の今日の資料にありますように、「地方財政自立改革提言」という提言にあります。ここのポイントは三位一体という言葉ではなくて、地方財政自立、地方財政の自立を目指すべきであるという持論にあります。補助金や交付金の議論よりも税源委譲が先で、地方と中央との仕事量に比例する税源をまず委譲してから、各論に入っていくべきだというのがその趣旨です。

さて、時代の潮流として、我々が議論しなければならない課題が山積しています。この交流会は、オフィシャルな市長会や町村会とは異なり、自主参加となっています。この自主参加というのは、いかにも地方主権を体現化したものであると思っておりますので、これからもぜひ全国に向かって、我々ならではの情報を発信していきたいと思っております。

□ 事務局報告（田中栄治 地域交流センター代表理事／全国首長連携交流会事務局長）

まず、「日本ぐるっと一周海交流」の話をしたいと思います。この「日本ぐるっと一周海交流」は2年前に長岡市および柏崎市でこの首長会があった折に、提案したものです。日本全体を考えるためには、日本をぐるっと一周・海交流するという体験を、子ども達に体験させるということも含めて、全国の有志の市町村長が幹事になり、関係者に協力を要請して、柏崎の西川市長が代表幹事で始まりました。

この企画は単に海が好きな人がぐるっと回ることではなくて、分かり易く言えば、道の駅の延長で言えば、海の駅のようなものを作っていこうという考え方があります。また、日本海側の港と太平洋側の港をセットで考えていくようにしようということもあります。これからは全国をそうしたスケールで議論していく必要があるのではないかと考えています。

率直に申し上げて、日本全体を考えるには、日本海側と太平洋側の人をセットで考える必要があると思います。そういうことの中に実はこれからの道州制という議論も行われ、各地方自治体、首長などが人間的に知り合いになる中で政策提案をしていく土壌が生まれてくると思います。

中身の経過報告についてですが、この首長連携交流会の有志首長で「提言・実践首長会」を作ったこととお話します。その合併部会では平成15年の2月に総務大臣、内閣官房長官、地方制度調査会等々に提言書を提出しました。そこで私が感じたことは「本当によく提言をしてくれた」という反応があったということです。こういう提言があると議論し易いという話もありました。これはとても重要なことだと思います。

教育部会でも提言をしました。これは、島根県出雲市の西尾市長が中心となって、精力的に教育委員会の仕組みについて提言をいたしました。それによって、いい意味で教育委員会制度の中身が一部変わったところもあるし、影響をうけたところも沢山あります。文部科学省の施設系統、施設助成系統の人たちの中に、今の文部科学行政、あるいは教育委員会行政について、私たちと同じように、もっと改革をしなければならないと仰っている方が一杯おられます。ただ、文部科学省の中には、「よくぞ言ってくれた」という意見と「簡単には文部科学行政は変わらない」という意見があるようです。いずれにせよ、現在、様々な議論が始まってきているとご理解いただければと思います。

その次に、健康行政について、当時厚生労働副大臣の鴨下さんらに提言書を提出しました。これは厚生労働省だけではない、総合健康行政の必要性を訴えるというものでした。この件については、静岡県磐田市の鈴木市長を中心に、議論が進んでおります。

行政改革については、埼玉県草加市の木下市長を中心に、行政改革に向けた提案をしました。これは対外的に言う前に、まずは自らの市町村の行政改革をしなければならないということを前提にしながら、提言いたしました。

それから農業・農村部会につきましては、京都府綾部市の四方市長を中心に、亀井農林水産大臣のところまで提言書を提出しました。内容はいわゆる産業としての農業もあると思いますが、もう少し、まちづくり、地域づくりとしての農村地域、あるいは農地というものの活用があるのではないかと考えています。

事務局報告の最後でございしますが、往々にして、市長会や町村会では自分のまちの自慢話ばかりをします。しかし、私の立場から言うと、自慢話ではなく、他所の市町村とどう一緒にできるかということを書いていただければと思います。霞ヶ関の官僚もお見えになりますので、お互いにパートナーとして、議論するということが大事です。ぜひそのあたりを考慮していただいて、この会の雰囲気、あるいは期待する成果等々について、ご理解いただければと思います。

■ 基調講演：新しい時代の地方自治体の活路を考える

梶原 拓 岐阜県知事／全国知事会 会長

本日はお招き頂きまして、誠にありがとうございます。昨年は、一方的に地方交付税が12%もカットされ、予算編成にあたっては、全国の自治体の方々は大変なご苦勞があったのではないかと存じ上げます。最近、この問題について政党幹部と知事との意見交換の場が何度ありました。公明党の神崎代表などは、三位一体改革で国と地方が対立することは避けないと話していましたが、私も対立を好んでいるわけではありません。しかし、現在の状況では、対立・対決という姿勢で臨んでいかないと、自体は改善されないと考えています。

期せずして、自治体一揆、地方一揆ということをやらざるを得ない時代が来たのではないのでしょうか。今の状況を見ますと、江戸の末期の様相を呈しております。黒船が来たなど様々な騒ぎがあり、幕府幹部が右往左往しているのと似ています。どの国の歴史を見ましても、国が形を変えたという時に、その体制の中にあった人が、自ら反省して形を変えたという例はほとんどありません。明治維新もそうです。その意味で、かつての江戸幕府に相当する、「東京幕府」の人たちが自ら状況を変えていくということは期待できないと思っています。ですので、我々自治体が薩長連合を組んで、しかけていくしかないのではないかと思います。これが平成維新だと思います。まさに、維新の名に値する改革を我々はやっていかなければいけません。

先進国で日本ほど中央集権の国はありません。確かに、明治維新以降は中央に権限と財源を一本化することで成果をあげましたが、当初の目的を達成した現在は、国の体制を変える必要があると思います。ところが、現在でも「追いつき追いこせ体制」で、中央の官僚が地方の行政をコントロールしています。このことが、日本の発展を阻害していると思います。地域と市民の自由を拡大して、新しい知恵が次々に生まれ仕組みをつくらないといけません。それが欠けているところに大きな問題があると思います。

日本は見事に400年ごとに政治のあり方が変わってきております。平安遷都の頃、天皇親政の時代から貴族政治に移行しました。その400年後、鎌倉幕府の開設によって、貴族政治から武家政治に変わりました。さらに400年後、徳川幕府が開設されて、官僚政治が始まりました。徳川時代は力による勝負を禁じたことで、官僚群が徳川時代を支配してきました。それが今日まで続いてきているわけです。

そして、現在は江戸幕府開設から400年。間違いなく歴史の大きな歯車は、官僚政治から次の政治へ移行する流れの中にあるかと思っています。では、官僚政治の次は何かというと、市民政治、本当の意味で政治の権限というものが、市民に帰属するという時代であると思っています。ですので、現在の官僚、特に財務省の官僚がリードしているあり方はおかしいと思います。我々のように、選挙の洗礼をうけて、地域住民や市民、生活の現場のニーズを掌握している者たちが主導権を持つべきではないかと思っています。

今から75年前の第一回普通選挙で立憲政友会が出したポスターに記載してあることは、実は「立憲政友会」を「全国知事会」と印刷し直したら、そのまま通用するものです。当時は大正デモクラシーの最後の段階で、結局、そのスローガンは実現されませんでした。この後、この大正デモクラシー期が終わり軍部が台頭して、第二次大戦に突入いたしました。やはり、地方自治が確立していけないと、国の政治も時の権力によって、あらぬ方向に持っていかれてしまうということがあります。

今、欧州に「ヨーロッパ地方自治憲章」というものがあります。そして、日本でもそのような憲章を作ろうという動きがあります。ヨーロッパの地方自治憲章の基本原理は、「近接補完の原理」というものです。「近接」ということは、なるべく地域住民に近いところで行政をやるということです。「補完」というのは、できないことをより広域の団体が補完していくという意味があります。そして、最後は、国が外交とか軍事とか防衛、そして通貨政策をひきうけるという形になります。

ヨーロッパ地方自治憲章が出来てきた背景には、ナチスドイツの台頭などの大きな歴史の悲劇があります。やはり地方自治を固めておかないと、国がおかしくなるという反省の上に成り立っているのです。日本も近接補完の原理で、民主主義の基礎を固める段階にきていると思います。今年の7月に全国知事



梶原拓 岐阜県知事

会として決定をしたいと思っています。地方自治の共通の理解のために、共通の自治憲章の策定のために、市町村長さんの皆さんもぜひご賛同と同調をお願いしたいと思います。

そして、その次の段階は憲法改正です。今の憲法の中の地方自治は、「地方自治の本旨に則り」というわけのわからない抽象的な言葉でごまかされています。連合軍の憲法草案はもっと詳しく地方自治を規定していたと思うのですが、当時、内務官僚の残党がそれを現行の憲法に変えてしまったという説があります。「地方自治」というのも、「Local Government」というのが連合国側の憲法草案の表現でした。しかし、それを「Local entities」という、何かわけのわからない「地方自治団体」という言葉にすりかえてしまいました。これが今日、尾を引いていると思います。

海外に行けば、「Local entities」「prefecture」というのは馴染みにくい表現です。我々は「Local Government」と説明していますが、憲法を根本的に変えて、市町村・都道府県・国の役割を明確にしなくてはなりません。また、他国のように、憲法裁判所のようなものを作って、訴えを提起できるようにすべきだと思います。財務省のもっている「国、地方全体の公的部門を自分たちが全部コントロールしている」などという、思い上がりはよくありません。

今の憲法のままでは、本当の意味での地方自治というものが育っていかないと思います。中央官庁が細かく干渉し、行政通達などで地方自治体を拘束していますが、それを変えていかなければなりません。これに関連して、全国知事会の中で過剰な中央の関与を撤廃するという趣旨の研究会を作りました。国の事務を受託している場合はともかく、自治事務までも政令や省令、行政通達で拘束するのはおかしいと思います。こうした国の過剰関与の撤廃をやっていきたいと思っています。ぜひご協力をしていただきたいと思っています。

地方分権よりも地域主権という言い方が良いという人がいます。私もその方が正しいと思います。今、国家財政再建が大きな課題となっていますが、地域主権・地方分権こそが、本当の意味の国家財政の再建であると思います。すなわち、今、財務省がやっているように、地方の交付税を切ることで国家財政の再建ができるのだらうかということです。日本は今、非常にコストの高い行政になっており、しかも国民は満足していないという「高コスト不満足社会」になっています。コストを下げた満足より高い「低コスト満足社会」に持っていくことが、本当の意味の国家財政の再建だと我々は提唱しております。

また、縦割り社会も問題です。福祉施設もお年よりか子どもかで、所管局が違います。岐阜県では、東京モデルではなく世界モデルで仕事をしようということで、北欧の勉強をしています。北欧では「多機能複合近隣施設」を小規模ですが作っています。我々のところでも、そのような施設を作ってきています。今の日本国の縦割りでは、複合的な施設作りはできません。単独でやるしかないわけです。しかし、生活現場から見た時は、同じ施設を色々な用途に使うことが必要で望ましくなります。しかし、それをやると補助金を返せということになる。このようなバカなことをやっているからよくないのです。

満足社会にするためには、市民参加が必要です。住民の満足を得るためには、施設をいくつ作ってもきりがありません。モノの充足感では無限地獄に陥るだけで、次から次へと欲望は生じますから、顧客満足になかなか繋がってきません。そういう意味で、低コスト満足社会にするには、参加度を高めるしかありません。しかし、市町村の行政に市町村民の方が協力しようと言っても、権限も財源も国にあるのなら、意見も反映できず、しらけてしまいますよね。それではいけないでしょう。

今までは、霞ヶ関の情報、東京の情報だけで仕事をしてきました。しかし、東京モデルは、もう役に立ちません。霞ヶ関主導の「追いつき追いこせ政策」で、欧米の真似をしていた頃は良かったのですが、もはや欧米の教科書で何とかなる時代ではありません。自ら教科書を作る時なのですが、霞ヶ関の官僚は自前のネタがないために、教科書を作ることはできません。我々は、横の連携をとり、現場からお互いに学びあって、自らの教科書を作っていかななくてはなりません。このことが、国家財政の再建に繋がると思います。それらをやっていけば、「低コスト満足社会」になります。地方分権とか地域主権というものは、こうした大きな意味があるということ、ぜひご理解いただければと思います。

いよいよ「地方一揆」の時代が来ました。岐阜県議会でも、「闘う県議会」の議決をしていただきました。去年の7月17日に飛騨高山で開催された全国知事会から、知事会も大きく変わりつつあります。それ以前と比べると、本当に色々な知事さんが出てきました。役者には困らないというくらい、楽しい多種多様な人が出てきて、楽しい知事会になりました。我々、全国知事会も一生懸命努力しますので、ぜひ市町村長さんも一緒に立ち上がっていただきたいと思っています。「一揆」という言葉を使ってきましたが、時代がそれほど深刻な状況にあるということです。お互いに頑張っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

ご静聴ありがとうございます。

□ 質疑応答での主な論点と梶原知事の応答

○ 道州制の問題および、都道府県の財政格差の問題（特に東京都が突出している状況）について

道州制も全国知事会の中で、研究会を作ることになりました。色々な意見がありまして、道州制そのものに反対という人もいます。それは、発言する知事さんの県が日本のどこにあるかに関係しています。例えば、静岡県の場合、関東・中部・東海と、色々な把握の仕方があるから、なかなか静岡県知事のお立場は微妙なのです。それから三重県もそうです。近畿圏、関西圏の方は「俺の所の三重県だ」と言っていますし、我々が「東海3県」という時には、必ず三重県が入っています。道州制となると、都道府県が自分自身の問題になります。ですので、都道府県として、共通の考えをまとめるのは非常に難しい。

現在、政府の地方制度調査会というところで、道州制の議論を公式に始めました。そして、小泉総理の指示で、北海道で道州制をテスト的に試みることになっています。また、これに関連して、昨日、地域自立会議という会合がありました。その折に、道州制を全国一律の制度にするではなく、一国多制度でいろいろなあり方を認めてもよいのではないかというお話を致しました。そして、その場合には、議論の大前提として、当事者の求める仕組みで導入することが認められないといけません。つまり、柔軟な地域差のある道州制があってもいいのではないかということです。

時代の方向性から、道州制は導入をせざるを得ないと思います。地方分権とか地域主権、国の方としては、やはり広域ブロックで都道府県が固まって、そこを受け皿にして、権限、財源を移したいという考え方が、根強いからです。私はかつて、岐阜県だけ独立して国連に加盟すれば、経済的な実力は43番目になるということを考えました。経済規模で言えば、南米のチリや、あるいは中東のパキスタンと同じくらいになります。堂々と独立してもやっていけます。そういうことも認めてくれるといいなと思うのですけれどもね。それに近いことは、本当にやろうと思えばできます。

このように、それぞれの都道府県が国連に加盟したら、一つの国に相当するような実力があるわけです。ですから、地方分権も今の受け皿で十分可能であると思いますけれども、世の中の大勢は広域で固まり、アメリカの連邦制やドイツの連邦制に近いものにしていくというのが、共通の理解ではないかと思います。そういう点から、道州制というものは、避けられないと思います。

ただ、道州制実施にあたっての現実的な問題として、国の役人の問題があります。補助金などを扱っているところですね。補助金を廃止するとすると、直ちに余剰人員になるのですよ。だから、抵抗するのです。私も以前に霞ヶ関にいましたが、その立場だったら抵抗していたでしょうね。国の地方支部局の問題もあります。これは都道府県と重複したことをやっています。このように、地方分権を進めていくと、国家公務員の余剰人員ができますから、その受け皿を考えなくてはなりません。例えば、地方支部局と都道府県が一体化し、ニューヨーク州やカリフォルニア州のようなものを作れるといいですね。

ドイツでもオーストラリアでもそうですが、州の知事は、首相ですよ。プライムミニスターです。都道府県の部長級が大臣ですね。スイスでもそうです。日本では今は、中央集権ですから、事務次官が一人しかいません。しかし、分権が進めば、何人でも事務次官、局長になれるではないかと思います。それがやはり人材の有効活用だと思います。今、霞ヶ関の人材が一番精力を費やしているのは、縄張り争いです。このような後ろ向きなことを、霞ヶ関の役人はやっているわけです。また、最近では、大臣、副大臣、それから政務官などが出てきて、そういう人に説明するだけでも官僚は大変だということがあります。人材の有効活用とか、国家公務員の配置転換という、現実的な問題を考えると、受け皿として、道州制がいいのではないかと思うのです。補助金をやめて、どのような方向にもっていくかという展望を示さないと、霞ヶ関の役人もとにかく抵抗するということにならざるを得ません。

その辺は、政治の問題だと思うのです。政治家が決めることだと思います。しかし、残念ながら、中長期の展望を示す政治家が本当に少ない。今の政治家を囲む状況は、中長期の、あるいは国家100年の大計を論ずるような状況ではありません。目先のことを議論していないと、ダメだというのが今の政界の状況です。体制がよければ、そういうことを論じることができるのですが、現実、そうっていないのは、制度疲労が起きているということを示していると思うのです。

東京都の問題はこれから交付税の問題など、色々なところで大きな課題になってくると思います。東京というのは、いわば富士山の頂上ですよ。頂上だけで富士山が存在するわけではありません。幅広い裾野があって、初めてあの高さが保持でき、頂上が頂上たる役割を果たせるわけです。しかし、ともすれば、その頂上の人たちは裾野を忘れてしまいます。自分たちだけが中腹なしで存在しているかのような錯覚に陥っておられる、そういう人が多いということは大変に残念なことだと思います。

■ 話題提供

□ 志木市のその後の改革の成果（穂坂 邦夫 志木市長）

昨年もお話をさせて頂きました。今日は「その後の志木市」ということでお話を致します。これまで国が 50 数年も地方を縛りつけてきましたから、地方は体が動かなくなってしまうと思います。しかし、そろそろ動かなくてはならないと思います。

志木市では、市町村の役場はそれぞれ独占企業のようなものということから、市民のみなさんに第二の市役所を作ってもらいました。さらに、市役所の形を変えて、職員 530 人を 50 人にしようという地方自立計画を昨年から導入しまして、これもうまくいっています。市役所の受付なども全て市民に、かつてホテルの受付をやった方にして頂いています。彼らはサービスがいいものですから、それに職員もいい意味であおられています。



穂坂邦夫 埼玉県志木市長

私は、各地で改革が進み、市町村が形を変えることで、国も変わらざるをえない状況にしたいと思っています。地域力や住民力の向上がコミュニティを強くし、それが国民力に結びつくと思います。

また、ホームスタディ制度についても現在進めています。これについて、文部科学省の一部からお話がありました。「あなたは学校否定論者ですか」と。私は否定論者ではないのですが、ただ、学校に行きたくない人に対して、「どこかの施設に行ってくれ」というのはおかしいと思っただけであります。もともと学校に行きたくない人は家で勉強したらいいということで、進めました。現在は、この制度はお金がないものですから、全てボランティアでやっています。今、全国から 108 名の方がボランティアで、1 日 500 円でやってもらっています。熊本、京都、岩手など、大変遠くからお見えになってきています。飛行機で来た方もいますが、給与は 1 日 500 円ですから、飛行機代は自分持ちです。この経験から、日本というのは、やはり教育にける情熱についてものすごいものがあると思いました。

2 番目ですが、私は自由なシステムを作ってほしいということで、市町村長の廃止、あるいは収入役の廃止を提案しています。本当はそれに助役もつけたいのですが、そうすると市役所に誰もいなくなってしまうから、それを除外しております。

市町村長の廃止は、ずいぶん市民からも批判が出ました。議会からも出ました。しかし、議会には、「議会を強くするのだからいいではないか」と私が言ったら、それ以来、あまり反応がありません。市民からは、色々と質問をうけましたが、そこで私は「アメリカもカナダもオーストラリアも、日本のような画一的な自治制度をとっている所は少ないのですよ。もっと多様な選択をお互いがして、住民が多様な選択肢の中から一つの行政システムを作っていく仕組みにしよう。」と説明しています。

そのような反対もありますが、最近援軍が出てきました。一国二制度でもいいのではないかと。ものです。行財政改革の会議や財政諮問会議等々でも、そういうものが話題になってきています。いち早く自由なシステムを構築できればと思っています。

3 番目ですが、最近議会にも色々配慮して、議会に共闘を申し入れております。議会が全て市町村長の言うことを聞くというのはおかしいことで、最初、議会は首長に対して、疑いの目を向けて、是非で結論を出すというのが良いと思っています。しかし、地方システムを変えとなると、議会も共闘していいのではないかと。と思っています。

私は先日、臨時議会で申し上げました。「一緒に地方行政システムを変えるために頑張ろう」と。その前段として「議会で予算を作ったらどうか」と言ったら、「議会は会派が分かれているから難しい」と議員は言っていました。しかし、市民に対して作ろうと言ったら、作ってくれました。今年は、市民の作った予算と、私たちが作った予算とを付き合わせ、そして、市民を交えて、公開討論会をしました。そこでは大変熱っぽい意見が出ました。ですから、ある意味では、手品を明かせば、基礎自治体の予算は市民でも作れる、議会でも作れる、ということがあると思います。

選挙が終わりましたので、来年度 17 年度の予算については、議会にもお願いをして、各会派で皆で作ってもらいます。そうすれば、腹が立たなくて済むと思います。あれもやれ、これもやれ、高くして

はいけない、安くやれと議会から言われますが、私は手品師ではありません。

最後になりましたが、実は、国の若手の方から、「首長交流会で地域再生本部へ提案したらどうだ、6月いっぱいくらいにどうだ」という話をうけました。補助金を税源にして、縛りを全てとってしまい、それを市町村がやれば、今の補助金は財源にできるというように提案をしたらどうだということでした。要するに、縛りを無視して「自分たちがこういう補助金を今、持っているけれども、それをもっと自由にし、補助金を財源にして、こういう方法でやればもっと上手くいくよ」という提案です。例えば、私も志木市では、特別養護老人ホームをやっています。これは5億円、15億円、20億円といった大規模なものです。それをもう少し小さい規模にして、福祉を地域で支えるような仕組みと施設を作り、そこに補助金をつけろという提案をしたら、「絶対だめだ。介護保険の適用ができない。」と言われました。

このような障害に対して立ち向かうことが大切です。その意味で、先ほど申したような提案をして、個別税源委譲でお金をつけることが、農業や都市整備、教育、福祉でもできるようにしてもらいたいと思います。私は、国も大事だけれども、市町村はもっと大事だと思います。やはり地域が一番大事だと思いましたね。過密地域も、過疎地域も皆でお互いにやっていくために、皆が交流会を通じて、お互いに意見を交換し合って、一つ、国に教えてあげるという気持ちでやれば、きっと国も変わってくると思います。

□ 質疑応答での主な論点と穂坂市長の応答

○ 市町村長を廃止にするということについて

志木市議会の法定定数は30人です。現在はそれを19人にしてあります。例えば、これを5人にしろと言ったら、議会は怒ってしまい、冗談ではないと言ってくるそうです。そうであつたら、市長を廃止してシティマネージャー制度を導入したらいいと思います。もちろん、制度にはデメリットもメリットもあると思いますから、それは住民が選択をするというのがいいですね。財源があるところは今の制度で、財源の無いところは、シティマネージャー制度といったような、多様な選択をそれぞれの自治体を選ぶということが良いと思います。

○ 「第二の市役所について」

私は市町村という行政体を「非営利独占的事業サービス体」「サービス企業体」と呼んでいます。独占的で相手がいないのは悪いことです。私は病院や学校を経営しているのですが、病院も学校も相手がありますから、より良いサービスをやっていかなければなりません。しかし、志木市では市町村は一つですから、競争はおきません。だから、ライバルが必要だと思ったのです。そういうことで、市民主体の行政をやっていくことを条例で決めた上で、市民委員会というものを作り、公募でメンバーを募集しました。

特徴は市町村によって部が違いますが、例えば、企画部があつたら企画部会、財務部があつたら財務部会、教育委員会は教育部会、生活環境部は生活環境部会、都市整備は都市整備部会というように分けたことです。そして現在は、新規事業などの決済文書には、市民委員会の意見を反映させています。私もは、市民委員会を第二の市役所と呼んでいます。本家の市役所と同じように、市民の視点のごく一部の人の意見であります。ですから、尊重はするけれども、その決定に拘束されません。

そのような制度を敷くと、市役所と市民委員会の意見が同時に並列で入ってきますから、市長は判断をすればいいだけで非常に楽になります。それをさらに活性化させるために、政策形成過程から、情報公開を徹底しています。

これに対して、議会は当初、大変に戸惑いましたが、最近では賛成にまわってきています。市民委員会に渡す資料は議会にすべて提出するということで、うまくいっています。議会の意見と市民委員会の意見が違って、丁々発止やっていることが多いですね。私はマネージャーとしての自己責任をきちんと持ち、市民委員会の意見と職員の意見が異なった場合は、よく話を聞いて、両方がディスカッションして、どちらかに決めようという方法をとっています。

市民委員会は全てがボランティアです。会合はだいたい夜7時から始まります。ただ、本部の場所は、うちには総合センターというのがありますが、そこに「スペース 252」という場所を作って、そこを溜まり場にしています。補助金は200万円くらい出しており、それで印刷物を作ったり、事務員さんを雇ったりしています。

□ 日本ぐるっと一周・海交流について（西川 正純 柏崎市長）

新潟県柏崎の市長です。穂坂市長はお金を生み出す手品はできないかもしれないけれども、アイディアは湯水の如く手品師のようで、我々も色々な意味で刺激をうけるので、これがまたこの交流会の良さの一つではないかと思います。

日本ぐるっと一周の件ですが、田中さんがある程度お話になりましたが、それに一言、二言申し上げれば、日本人としての我々は海から切り離せない民族でありますから、もう少し、海のことに関心を向けるべきだろうと常々思っております。そもそも、あらゆる生命の起源は海からだったと言われてますし、日本にとって海というのは、あまりにも当たり前すぎるもの

ですから、粗末にはしていないとは思いますが、しみじみ考えたことはあまりないのではないかと思います。

それから、テレビゲームばかりやっているような子ども達を、少しでものびのびと海から故郷を眺めてもらうとか、あるいは、ヨットに乗って共同作業をすることで、何か連帯感をとってということに、様々な意味があると思います。

今年は企画が始まって3年目で、2年間、試行錯誤的にやってきました。今年はその集大成で、日本をとにかく、ぐるっと一周しようということで、5月9日に東京の夢の島を右と左にスタートしました。航程から言いますと、8月21日に、ぐるっと回ってきた真中の位置である、柏崎にゴールインする予定になっています。

一見、無駄なようなことではありますが、今時、少し無駄と思えるようなロマンとまでは言いませんが、壮大なこと、お金にもならないようなことをやってみるというのも、こういう時代だからこそ大事なのではないかと思います。地域交流センターが色々仕掛けてくれたことに感謝したいと思います。3年前に聞いた時は無理かなと思ったのですが、やはり念ずれば花開く、ということで、今年は花に近いモノがまとまりそうです。

ぜひまた、海に関わりのある方もない方もそのような事業を、地域交流センターを中心に全国の市町村の方々の協力を得てやっているということだけ、ご承知いただいて、新聞等で記事になることがありましたら、思い出していただければと思います。



西川正純 新潟県柏崎市長



日本ぐるっと一周・海交流の様子

□ 九州提言・実践首長会について（宮路 高光 伊集院町長）

みなさん、こんにちは。鹿児島県伊集院町の宮路でございます。全国の「提言・実践首長会」につきましては、犬山の市長が会長であります。九州の中でも同じように「提言・実践首長会」を作ってがんばっていこうということで、設立に至りました。まさに九州が一つになって連携して物事に取り組んでいきたいと考えております。

私ども市町村ではここ数年、合併を進めていく事に奔走してまいりました。合併についての議論が一段落した今、今後は九州が一つになり、市町村が一緒に連携して九州のあり方を考え、改革案等を即実践にしていけることが必要だと考えています。これを進めていくにあたって、地域交流センターの田中さんの助力で、九州の行政関係者のみならず、国土交通省などの国の方々と連携して一つの勉強会をやっていくことになり、この会を設立という運びとなりました。

正式には本年6月に役員等を決めて、発足させようと考えています。今回の交流会のように全国から集まって論議をすることも大事ですが、やはり、地域には地域のそれぞれの特色があるため、ブロックごとにやることも大事だと思います。私どもは全国の会のように、5、6回の議論を重ねて、一つの提言にまとめ、知事等に提出していくということが、今後の活動方針になるのではないかなと思います。



宮路高光 鹿児島県伊集院町長

□ 介護予防・健康増進への取組みについて（鈴木 望 磐田市市長）

静岡県磐田市市長の鈴木望です。健康増進は住民の願いであり、健康増進を図る政策を考えることは、基礎自治体である市町村の責務であります。そこで、提言・実践首長会では、健康の駅や予防給付について提言を致しました。

健康増進や介護予防などについては、各市町村が一般的に良いとされることを色々となされているのではないかと思います。ただし、実践していることが良い効果を生み出しているかどうかをきちんと把握できていないのが、予防給付等々を議論する際のネックになっています。したがって、それを打破する政策が必要となります。その一例として、筋力トレーニングを各市町村でやっておられることがあると思います。私どものところでもやっています。しかしながら、実際にやっているのは、漫然と保健士さんが「筋力を鍛えると転倒防止になるからいいですよ」ということでやっているという状況ではないかと思っています。そして、それゆえに、あまり効果が上がっていない状況になっているのだと思います。

そこで、新潟県見附市では筑波大学と共同で、個々の人の状態にあった運動のメニューを作り、処方箋を作成して筋肉を鍛えるということをやっています。開始以来1年半、データをとって、どのようなことをしたら効果が出るかということをやっております。そして、磐田市でも今年度からその事業を取り入れました。筋力トレーニングだけでなく、休耕田を利用した園芸療法、温泉を活用した健康増進なども介護予防としてあると思います。それらの効果が把握できたら、予防給付に大きく結びついていくことができるのではないのでしょうか。今後はそれらの提言を市町村のレベルで現実化していければと思っております。



鈴木望 静岡県磐田市市長

□ 三位一体改革・義務教育国庫負担制度の見直しについて

(前川 喜平 文部科学省初等中等教育局財務課長)

文部科学省の前川です。義務教育国庫負担制度を担当しています。現在、三位一体改革ということで、地方財政を自立させるための政策を政府全体で取り組んでいます。私も可能な限りこれに協力していきたいと思っています。

新聞等では、なぜか義務教育費国庫負担金を廃止できるかどうかが焦点になっています。義務教育費国庫負担金が試金石であるという論評もあります。しかし、国庫負担金がなくなったら、義務教育がどうなるのかと心配しているというのが本音であります。

この義務教育費国庫負担金の問題は国や都道府県というよりもむしろ、市町村の問題です。

公立小中学校は基本的に市町村立であり、小中学校教育はまさに市町村の自治事務です。その原点に立つ限り、義務教育費国庫負担金をどうするかはまさに市町村の問題なのです。

繰り返しになりますが、今の問題は義務教育費国庫負担金を真っ先に廃止すべきという議論が横行していることであり、それを反映して、文部科学省以外の省庁からその廃止が期待されています。というのも、国庫負担金全体の削減目標の中で、義務教育費国庫負担金を廃止すれば、他省庁のそれを削減せずに済むからです。しかし、それでは本来の目的である地方財政の自立はできないと考えます。義務教育には「やる、やらない」の自由はありません。必ずやらなければならない仕事です。そして、そのための財源が必要となります。しかし、どうやるかという自由はあります。これについて、私どもはできるだけ地方に委ねていこうと思っています。また、地方財政の歴史を紐解いてみても、財政調整制度が施行される以前より、義務教育の財源保障制度があったわけです。そこを考えて頂きたいと思います。

今年度からは義務教育費国庫負担そのものについて、総額裁量制という新しい仕組みを導入しました。これは今まで細かく条件を付けていた国庫負担金について、総額を決めるところまでは私どもがしますが、使い道については都道府県の裁量でやっていただくというものです。「カネを出す、口は出さない」という考えのもと、思い切って制度を改革いたしました。つまり、財源保障はするけれども、権限委譲もするというところでございます。

また、教職員の給与費のあり方についても、これまでは「国立学校準拠制」というものがあり、国立学校と同水準にしなければならないということがありましたが、これも今年度から全廃いたしました。

これらの私どもの取り組みは、崖っぷちにたたされてから、やっとのことで改革を始めているという面があります。追い詰められているからこそ、これだけの改革が出来たと思います。

改革については多くの知事様から、かなりの好評をいただいております。また、今回の交流会の資料にも、「義務教育費国庫負担金を4兆円枠とは切り離して検討すべき」との指摘があります。私どもにとって、こういう提案は大変にありがたいことです。

いずれにしても、義務教育というのは、「やる、やらない」の自由のある事業ではなく、国家的な財源が必ず必要な分野です。今後とも、どのように地方の使い勝手の良いものにするのかということについて、ご注文いただければと思います。



前川 喜平 文部科学省初等中等教育局財務課長

第一日目 交流・懇談会

■ ご挨拶

□ 歓迎ご挨拶（福田昭夫 栃木県知事）

義務教育費の国庫負担金の総額裁量制について、全国知事会で議論しています。

義務教育費の国庫負担金が総額裁量制に移行すれば、少人数学級が出来るようになる。都道府県で、それがやりやすくなります。今まで、少人数学級を文部科学省は認めないと言ってきましたが、今年から良いと方向転換しました。義務教育費の国庫負担金の削減はさせないほうが良いと思いますので、文部科学省を応援したいと思います。

全国知事会で応援していきたいと考えていますが、まだ知事会の総意にはなっていないところもあります。明日見える浅野知事は賛成しておられないようですが、鳥取県の片山知事も三重県知事も賛成しています。秋田県の寺田知事にも賛成していただけるのではないかな、と思っています。皆さんにも、ぜひ、文部科学省を応援していただきたい。宇都宮は餃子、カクテル、ジャズの街です。また栃木は水がうまい土地でもあります。皆さんの地域でも、すばらしいまちづくりが出来るように祈念いたします。



福田昭夫 栃木県知事

□ ご挨拶（糠谷眞平 （独）国民生活センター理事長／元 経済企画庁事務次官）

全国首長連携交流会も9回目を迎えました。

最初から欠かさず参加しています。回数には含まれていない頃からの参加です。船橋での大会では、経済企画庁の事務次官であったので、長官の堺谷さんにギャラなしで来ていただいた。役人の現役のころからの参加で、田中栄治代表理事の魔力、くもの糸に絡めとられてのお付き合いをしております。

この会も、国土交通省など各省庁も参加するようになってきて、大変良い会になってきたと思います。犬山の石田市長も提言・実践首長会を作り、さまざまな提言を出すなど、影響力のある動きになってきました。素晴らしい会に成長してきたと思います。役人を辞めて6年になるが、毎回、この会を楽しみにしています。元氣な限り参加し続けるつもりです。



糠谷眞平 （独）国民生活センター理事長

□ 乾杯発声（儀武 剛 金武町長）

こんばんは。去年に引き続き、乾杯の音頭をとらせていただきます。昨年は総務大臣の前で乾杯でしたので大変緊張いたしました。このようなラフな格好をしています、今年から沖縄はこれが制服になりましたので、失礼致します。

今日は、台湾からやってきました。所要で出張しております、成田からそのまま駆けつけました。この会が大好きです。皆様と交流できることを楽しみにしております。私は声が大きいことで有名であります。私の声に負けないように、ご唱和よろしくお願いいたします。「乾杯！」。



儀武 剛 沖縄県金武町長

第二日目 部会 要旨

第1部会 「合併・地域経営（1）」

■出席者

※逢坂誠二（ニセコ町長）、※木下博信（草加市長）、浅井東兵（一関市長）、民部田幾夫（岩手町長）、佐々木孝志（雄物川町長）、鈴木隆一（小淵沢町長）、藤原忠彦（川上村長）、清家隆宣（長船町長）、奥村忠夫（中央町長）、西村幸博（美和町長）、稲田秀一（河辺村長）、佐藤利幸（城島町長）、外山文弘（志布志町企画政策課長：町長代理）、糠谷眞平（国民生活センター理事長）、青柳達夫（(財)東北産業活性化センター専務理事）、加藤秀樹（構想日本代表）、山本耕平（地域交流センター理事） ※印は座長

■分科会議論の要旨・提言

■■合併・地域経営に関する自治体の現状と課題■■

○市町村合併について

- ・ 規模の大きな自治体と規模の小さな自治体や、面積が非常に広大な自治体同士が合併してうまく自治体運営が出来るのか。また、財政力が弱い自治体同士が合併して、自治体の自立が出来るのか疑問である。
- ・ 合併にも、規模を大きくする合併ではなく、集落再編というような規模の小さな合併があつて良い。地域住民、地場産業（農業後継者）が夢を持てるような合併のあり方を。
- ・ 合併して面積規模が非常に広大となった将来、住民の心の過疎をどのように埋めていけるのか。夢を語れない。
- ・ 自立（自律）をめざす合併を志したい。医療、福祉、教育を守ることを前提とした合併、産業振興や地域の一体感を守る合併、地域の文化や暮らし、教育など、金銭価値に換算できないものを守るための合併がある。
- ・ 人口が大きくなればよい、町よりも市の方が上位にあるというのではなく、合併により人口が増加しても、町のままでいようと考えている。そういう合併があつても良い。
- ・ 生活エリア＝行政エリアのほうが住民にとっては便利である。その意味からの合併は賛成である。
- ・ 自治体を運営していけるような、最低限の人材と資源を確保する市町村合併でありたい。
- ・ 合併に際しては、住民の意思決定、民意の収斂を待つことが大事である。
- ・ 自治体の将来像を考えることなく、目先の内部の議論に忙殺されているのが現状。
- ・ 合併については新市において協議する、という事項が多く、首長は失職するが議員は在任特例があるので、しっかりと自治体の行方を責任持って見届けて欲しい。
- ・ 合併における「新市建設計画」というとハード重視のようだが、大切なことは、新しい柔らかな、まちづくりのソフトの計画である。



第1部会の様子

○行政改革・地域経営について

- ・ 補助金の事務には非常に無駄なものが多い。同じような手続き、書類作成の繰り返しであり、申請時期を合わせたり提出書類を国と県で一本化するなどして事務手続きを簡素化すれば、市町村の person 費がかなり削減できる。
- ・ 現状でも、国と県の類似の補助金を統合できれば、市町村の手続きにかかる person 費コストが削減できる。
- ・ 国は地方に合理化せよというが、国が自治体に煩雑な手続きを強いていることを認識すべきである。

○地方交付税、税源移譲、補助金の廃止について

- ・ 税源移譲されても税源が無いので困る。
- ・ 離島や山村を守ることが国を守る、国土を維持するという視点が必要。農山村や離島でも国民が生活していけるよう、交付税が単純に面積や人口で配分することがないように。
- ・ 税財源を移譲すると地域間格差は拡大する。地方交付税という財政調整機能は必要。
- ・ 現在の三位一体の議論は、税源移譲をして税収が確保できない地域は地方交付税で手当てをするという議論になっていない。都市部は、税源移譲をすると、税収が確保され地方交付税の不交付団体となるはず。そうして浮いた財源を、地方交付税として本来必要な地方に回すべき。そうでないと、都市 vs 地方という議論に矮小化されてしまう。
- ・ 国の財政論からではなく、国と地方のあり方、理念を共有したうえでの議論が必要。
- ・ 交付税制度は、透明性の高いことは必要だが、簡素でシンプルではなく精緻であるべき。
- ・ 無駄な手続きに忙殺される補助金は削減したほうが良い。

■分科会からのアピール

- 1) わが国のあり方（国家像）について、国全体のコンセンサスを担保できる議論が必須であり、その上で市町村合併や各種改革論議を深める必要がある。
- 2) 従来型の貨幣経済重視から脱却し、文化や森林、水、空気など貨幣価値には簡単に換算できない長期的視点が必要な価値を重視した地域づくりを進める必要がある。
- 3) 国家を支える自治を活性化させるためには、自治体に対し自由度の高い財源を確保するとともに、生命資源を守るための透明性の高い精緻な交付税制度が必要だ。
- 4) 国と地方の事務は非効率で重複が多いが、これらへの問題意識を先鋭化させることができるのは自治の現場だ。国の将来を考えた総合的視点から自治のあり方について、市町村が具体的提案をすることが必要だ。
- 5) 「良い地域とはどんな地域か」という本質的な議論を続けることが必要である。「市町村規模は小さいが強い地域」という考えも重要視したい。
- 6) 地域連携に向けては、「人間連携」がキーワードである。具体的施策として、地域をつなぐ人の交流の拠点となる「まちの駅」をベースに展開を考える。

第2部会 「合併・地域経営（2）」

■出席者

※福田富一（宇都宮市長）、※篠田昭（新潟市長）、川上好孝（友部町長）、猪瀬成男（上三川町長）、古口達也（茂木町長）、平山武（西那須野町長）、鈴木和雄（新治村長）、後閑千代壽（粕川村長）、田口直人（川西町長）、岩上伊久男（佐野市助役）、吉田勉（友部町企画課長）、飯塚久（佐野市秘書係長）、堀江泰寛（大平町企画財政課長）、神林茂（長岡市企画部長）、宗村里士（三条市政策推進課長）、飯東義夫（日本道路公団宇都宮工事事務所副所長）、古池弘隆（宇都宮大学工学部教授）、加藤秀樹（構想日本代表）、井上繁（常磐大学コミュニティ振興学部教授）、檜楨貢（作新学院大学教授）、徳永良太郎（（財）東北産業活性化センター企画部長）、吉田恵子（栃木県企画部情報政策課）、高橋祥次（日本原子力研究所本部理事）、塚本博夫（榛名町商工観光課長）、水間俊子（宇都宮市理財部）、佐藤靖子（宇都宮市都市計画課）、田中栄治（地域交流センター代表理事） ※は座長



第2部会の様子

■分科会議論の要旨・提言

■■合併・地域経営の現状と課題■■

○合併推進には三原則が必要

①目標と理念を明確にすること、②合併によるデメリットや不安をできるだけ潰すこと、③情報を積極的に開示して住民と合併に関する意識を共有することが原則的に必要である。

○活動できる地域コミュニティづくり

合併により行政区域が広がることにより、物理的な距離が遠くなる。これを補うのが、学校区、自治組織、防災組織、経済団体などのコミュニティ活動である。これらの組織がいかに中身のある活動ができるかにかかっている。

○合併を機に基礎自治体が力をもつこと

地方分権について議論されているが、住民の幸せを目指すならば合併を契機に国や県にお伺いを立てなくても市町村で処理ができる基礎自治体を目指すことが先決である。

○教育、福祉、物流を踏まえた交流を

新潟・北関東を含めた太平洋から日本海までの地域で、臨海部、内陸部、山間部など多様な環境を有する地域間の交流を教育・福祉・物流といった視点で議論する必要がある、合併後の広域的な

地域との連携を目指すべきである。

■■今後に向けての提言■■

・合併は地域を見直す出発点

合併によって、合併前の自分のまちとはどんなまちか、合併後どんな役割で交流・連携が図られるか、住民にとっていかに住みよい地域をつくるかといったまちを見直す機械にしていくべきではないか。

・「ふるさと税」の導入を

地方から東京に優秀な人材、若者が流失している。各自の申告によって、税金の何%かを自分の町に還元できる制度を導入できないか。

・全国に誇れる北関東自動車道を

北関東自動車道のSA・PAに人工肛門等障害者対応のトイレ設備を完備することや、ETC搭載車両の料金割引制度や補助など北関東ならではのさまざまなサービスを全国にアピールしていきたい。

・4県の有志首長の人間交流を

意思のある人がたくさん集まることに意義がある。4県の有志首長の連絡会議を設置し、最低年1回の情報交換、議論の場を設け、自治体職員、国や民間にも広く参加を呼びかけていきたい。

・花火平和基金の提言

新潟・北関東地域は花火自慢の地域が数多くある。既に花火サミットも行われている。「花火平和基金」をつくることによって、国際交流の手立てにできるのではないか。

■分科会からのアピール

1) 有志市町村長による定例交流会の確認

第9回大会の開催地である「宇都宮市」は北関東にあって、平素より太平洋から日本海に至る「北関東～新潟地域連携」を議論している中核的地域である。その地域特色を活かすため、北関東から新潟地域の参加市町村長による「合併・地域経営」部会を設定し、地域連携等について議論を深めた。その中で、今後の本地域の連携について、少なくとも年に一回以上は、有志市町村長で交流会を開催し、実践的な連携策を検討することを確認した。

2) 花火平和基金の確認

当地域には、長岡市、小千谷市など、日本有数の花火大会を実施する地域が多く、規模の大小を問わず花火大会を実施する地域が連携して「花火平和基金」をつくり、国際的視野での子供教育、子供平和交流などに役立てることが提案された。今後、実践に向けた議論を開始する。

第3部会 「教育部会」

■出席者

※森民夫（長岡市長）、石田芳弘（犬山市長）、森真（各務原市長）、赤松達夫（稲美町長）、中川洋（大竹市長）、横山忠始（詫間町長）、宮岡廣行（五十崎町長）、儀武剛（金武町長）、石橋伸一郎（荒川区教育長）、加藤武行（出雲市教育長）、坂倉弘國（友部町教育長）、元井悦朗（新潟市企画財政局企画部長）、早川裕之（長岡市秘書広報課）、若山裕（三条市教育総務課長）、清水幸雄（見附市企画調整課長補佐）、松岡秀人（各務原市企画財政部次長兼企画財政課長）、中村浩三（犬山市市長公室企画調整課統括主査）、大竹正（稲美町企画課長）、大野薫（宇都宮市教育委員会学校教育課長）、岸和之（出雲市教育委員会総務企画課長）、小谷和弘（宇都宮市立星が丘中学校長）、前川喜平（文部科学省初等中等教育局財務課長）、角田善彦（文部科学省初等中等教育局企画課長補佐）、平井明成（文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室長・企画調整官）、土田牧（文部科学省生涯学習政策局政策課政策審議第二係文部科学事務官）、今野雅裕（政策研究大学院大学教授）、土方幹夫（駿河台大学経済学部教授）、長澤悟（東洋大学工学部教授）、陣内雄次（宇都宮大学教育学部助教授）、室田真一（構想日本政策スタッフ）、高嶋弘明（東陶機器株式会社） ※印は座長

■分科会議論の要旨・提言

○教育委員会のあり方

教育委員会制度が形骸化しているという議論もあるが、授業を充実させるための技術が担保されている重要なしくみである。市町村長の工夫次第で、市町村教委をフルに活用することは可能である。しかし、教員の人事権は都道府県教委にあるため、より現場に近い市町村教委の方針や取り組みへの協力が得られにくい。

＜実践の具体例＞（議論の中で話された、市町村教育委員会の取り組み）

教委の仕事を学校教育に特化（出雲市）／教委の人事(教育・経営・福祉医療の専門家)を首長部局で行う（各務原市）／スポーツ・食育・不登校の専門家を教委員に任命（友部町）



教育部会の様子

○子どもの学ぶ楽しさを、地域で育む学校・授業づくり

教育はまちづくり、ひとづくりそのもの。地域を好きになり、自分を好きになるために、学ぶ喜びをどう教えるかを、基礎自治体を中心になって考え、楽しく特色ある授業づくりをしていく必要がある。「子育て」ではなく「子育てち」である。根底から活力を育むためには教室以外での学びが重要になってくる。

＜実践の具体例＞（議論の中で話された、特色ある授業づくりや学ぶ楽しさ・生きる力の向上方法）

英語・数学等のヘルパー採用（金武町）／学力対策委員会の設置（金武町）／小学6年生対象：スーパーイングリッシュ（出雲市）／ゴルフ授業の導入（友部町）／学習内容は定着度調査の導入（宇都宮市）／7・5・3割の理解度に合わせた習熟度別授業（荒川区）／少人数授業（長岡市・犬山市）／本物に触れられる理科実験室としての科学館の活用（出雲市）／チームティーチング（長岡市）／ネイチャー未来館構想（金武町）／屋内・屋外を問わず「木曾

川学」を学ぶ自然体験塾（各務原市）

<実践の具体例>（議論の中で話された、特色ある学校づくり・運営）

バリアフリーの教育環境づくり（金武町）／中・高一環連携化にむけ両方の免許をもつ教員を採用（金武町）／小・中・高一環教育・連携の推進（友部町）／地産地消の学校給食導入（友部町）／ウィークエンドスクール（出雲市）／幼・保一元化（犬山市）

○教職員の人事、意識改革、育成

教員はものすごく忙しく、部活動の指導や授業の整理・準備等に追われ、新しいことに取り組むための議論の機会すらない。しかし、教員自身が、他の教員がどんな授業をしているかに関心を持っており、授業の質を上げるための学ぶ意欲もある。市町村立学校としての機能や本来の特色を活かすためにも教師たちの帰属意識を喚起すべきだが、市町村に教員の人事権はない。

<実践の具体例>（議論の中で話された、地域の特色ある教員育成・サポート体制）

赴任された先生への「お願い文(ふみ)」(出雲市)／教員対象：子どもへの接し方教室(友部町)／教育人材バンクづくり(友部町)／インターン、指導助手の導入(宇都宮市)／アシスタントティーチャー制度(長岡市)／学校敷地内禁煙(宇都宮市)／教員資質向上のための教員練成塾(長岡市)／二学期制(犬山市)／教え方のうまい教員を派遣する区内派遣研修(荒川区)／英会話教室のためのカリフォルニアへの英語教師の派遣(各務原市)／

○施設やトイレから、学校を考える

校舎を管理する大人側ではなく子ども側から考える。学校は誰もが語れる、地域の将来を考えるためのいいテーマ。学校施設整備の制度は市町村主体に作られており、地域と学校の関わり方を考えるためのよいきっかけとなり得る。一方で、学校施設の耐震強化の問題もある。

■分科会からのアピール

- 1) 中央集権から地方分権へのシステム転換は時代の要請であり、日本再生への最大の要件である。教育の地方分権もその大きな柱である。スピードを持って教育課題に対応をするためには、現場に最も近い基礎自治体に、教員の採用や人事、給与、教育予算などの権限と財源を移譲する必要がある。
- 2) 市町村は、地域の実情に応じて独自の教育施策を自主的に実施している。ナショナルミニマムとしての教育政策は、文部科学省が責任を持って実施し、これを超える施策は、市町村が自主的に実施することが重要である。
- 3) 子どもの学習意欲の低下が深刻化している。市町村は、地域の実状に応じて、子どもの意欲を引き出すための楽しい学校づくりや学ぶ喜びを引き出す教育施策に力を入れる必要がある。
- 4) 教員は向上心を持っているが、忙しすぎるのが実情であり、教員をサポートし技術力を高める支援策が必要である。また、学校を地域に開き、地域が学校を支援する仕組みを構築すると同時に、第三者が学校の実情を検証できる仕組みも必要である。

第4部会 「介護予防・健康増進部会」

■出席者

※鈴木望(静岡県磐田市長)、※久住時男(新潟県見附市長)、斎藤文夫(栃木県今市市長)、高橋一夫(新潟県三条市長)、林田恒正(福井県丸岡町長)、谷口尚(岐阜県白川村長)、小室直義(静岡県富士宮市長)、中村隆象(福岡県古賀市長)、小丹茂樹(秋田県横手市総務課 秘書係長)、野口正巳(新潟県長岡市健康課長)、足立俊展(静岡県磐田市市長公室長)、高田眞治(静岡県磐田市市民課部付 主幹)、堀之内秀紀(愛知県日進市生涯支援部長兼福祉事務所長)、加藤潤二(福岡県古賀市健康づくり課長)、藤木則夫(厚生労働省老健局介護保険課課長)、野村陽子(厚生労働省健康局総務課保健指導官)、大倉久直(茨城県立中央病院院長)、石川治江(NPO法人ケアセンターやわらぎ代表理事)、久野譜也(筑波大学大学院人間総合科学研究科助教授)、村上滋子(株式会社つくばウエルネスリサーチ企画室長)、水科三郎(長岡市議会議員)、日野克彰(豊島区議会議員)、近藤龍良(フラワービレッジ倉渕生産組合)、安井あゆみ(地域交流センター)、浜田靖彦(地域交流センター) ※は座長



介護予防・健康増進部会の様子

■ 鈴木望・磐田市長による分科会のまとめ

住民の健康増進は、基礎自治体にとって重大テーマであり、国に住民に自信を持って示すことができる健康増進に関する実証データを持つことは、自治体共通の願いである。筋力トレーニングによる健康増進プログラム、「食」を活用した介護予防プログラム等に自治体が連携してとり組み、データを集積し、共有したい。そのためには、さまざまな分野の健康増進、介護予防に関する情報を収集する必要がある、「健康の駅」を活用したい。

■ 分科会議論の要旨・提言

□ 医療・福祉・健康の現状と課題

○ 介護保険制度の見直し

介護保険給付をどう抑制するかは、高齢化率の高い市町村にとって緊急課題である。厚生労働省としては、筋力トレーニング等の介護予防活動を給付対象とすること、保険給付内容を精査し整理し直すことを、2006年の介護保険改正に向けて検討している。

○ 介護予防事業推進の背景

介護保険制度が整備されてから、高齢者の生活環境が充実した。しかし一方では、バリアフリーの環境で高齢者の体力が低下することが問題となっている。そこで、介護予防プログラムが大事ということになる。今後、国も自治体も協力して、介護予防活動が介護コストを下げる実証データを積み上げる必要がある。

○ 健康増進・介護予防事業の現状

健康増進、介護予防事業推進は、基礎自治体の責務である。自治体は、園芸療法、温泉療法、食事療法、ウォーキング、筋力トレーニング等のプログラムに、それぞれ独自に取り組んでいるが、そういった取り組みに効果があったことを実証する客観的データを取っているところはまだ少ない。今後はデータを集積することが事業運営において必須となるであろう。

□ 今後に向けての提言

1. 国と自治体の連携

医療・介護保険給付の伸びを抑制するためには、多様な健康増進システム、介護予防システムが各地で機能し、住民の健康状態を維持することが最も効果的である。厚生労働省の医療・介護保険制度改革と、自治体の健康増進、介護予防事業推進が車の両輪のごとく連携することが望まれる。

2. 補助金依存事業からの脱却

補助金依存事業は継続性に乏しいと思われる。今後、自治体は、自立し安定した事業運営のため、参加者をどう募るか、ボランティアをどう確保するかといった具体的かつ実質的な事業デザイン計画が必要となる。さらに、それぞれが持つ人的資源、自然資源等をいかした事業デザインが有効であろう。

3. 健康の駅の活用

健康の駅は、地域住民が自由に出入りし、健康増進・介護予防に関する様々な情報を得る、体験できる施設である。住民はそこで自分にあった健康法を選択できる。今後は住民主導、ボランティアの参加による地域住民の生活に根ざした健康の駅を展開していきたい。

また、健康の駅は広域連携のための拠点施設としても活用可能である。民間、自治体が取り組む健康増進・介護予防プログラムの情報集積ステーションの役割を持つことも考えられる。

■ 分科会からのアピール

健康づくり・介護予防は、基礎自治体にとって極めて重大なテーマであることを改めて認識し、その施策を科学的根拠に基づき、かつ、広がりのある取り組みとするために、連携して以下のことを実践する。

1. 健康増進・介護予防の具体的なプログラムに連携してとりくむ。まず、見附市等で取り組んでいる筋力トレーニングによる健康増進プログラムに連携して取り組む。併せて、「健康の駅」でさまざまな分野のプログラムの情報を収集する。
2. 「多くの人が参加できること」と「住民主体であること」を大切にしたいしくみづくりを行う。

第5部会 「環境部会」

■出席者

※佐護彰(愛知県日進市市長)、浅和定次(福島県大玉村村長)、鈴木俊美(栃木県大平町町長)、矢田治美(鳥取県日南町町長)、駒田文雄(新潟県聖籠町助役)、井部淑子(福井県大野市市民福祉部長)、長谷川正二(新潟県三条市生活環境課長)、斉藤信夫(福井県大野市生活環境課長)、武田健一(愛知県日進市水と緑の課長)、小山洋一(岡山県長船町総務企画課行政推進室長)、吉田孝行(経済産業省環境調和型産業推進室調整係長)、松井裕也(経済産業省環境調和型産業推進室係長)、細山隆明(新潟県長岡市議会議員)、市川恭治(市川環境技術士事務所)、遠藤和信(宇都宮市議会議員)、米村洋一(地域交流センター理事)、佐久間信一(地域交流センター)、佐藤健明(地域交流センター)、津賀高幸(地域交流センター)、丸山玲子(地域交流センター) ※は座長

■佐護 彰・愛知県日進市市長による分科会まとめ(要旨)

幅広い環境という分野の中でも、ごみ、リサイクル、産業廃棄物の問題がクローズアップして話し合われた。その中で、生ゴミの資源化について全国的なシステムづくりや支援を行うべきであるということや、環境問題特有の高度な専門知識を要す問題については、市町村が連携して大学、企業などにおける人材育成を積極的に支援すること、相互のノウハウの共有化の必要性などが再認識された。また、市民がより環境問題に持続的・強力に参加するために、NPO などの仕組みづくりを進めることや、自治体の環境関連の部署に属す担当者同士のアイデアの共有化に取り組むことや、産廃処理業者と土地所有者が応分の責任を負う仕組みづくりの必要性が確認された。

■分科会議論の要旨・提言

■■市町村の現状と課題■■

○生ゴミを資源化するために

山形県長井市の学校給食の残飯を利用した生ゴミの堆肥化への取り組みや、横浜市の残飯養豚による地産地消の実施取り組み、また、食品リサイクル法の影響などから、民間ベースでの生ゴミの堆肥化が進むことが期待できることなど、全国のような生ゴミの堆肥化の成功事例の話が出たが、実際のところまだそういった実施事例は少数であり、現状は大半のゴミが燃やされている。この辺りで国政のもとでリサイクル循環型社会づくりに取り組む上での、生ゴミ処理への政策的な位置づけをしていく必要があるのではないか。



環境部会の様子

○エコタウン事業の推進

経済産業省・環境省のもと、県や自治体へのリサイクル施設の建設支援や、リサイクルの仕組みづくりの支援などを通じた地域振興を行うエコタウン事業が行われている。今現在、20 地域がエコタウンとして承認されている。この事業は、単にエコタウンプランを推奨するだけでなく、そのプランに載せられているリサイクル施設や、施設に関連するソフト事業についてなど総合的な支援をしている。昨年までは県を中心に呼びかけられていたものが、今年度からは自治体までが幅広く公募を呼びかけられるようになり、公募制初年度の今年、自治体の応募数は 400 以上にも上った。このような制度を更に拡充していくべきである。

○環境問題解決は人材育成と活用する仕組みづくりから

環境問題の解決には高度に専門的で経験を要するものが多いため、市町村が連携して人材を育成し、相互のノウハウを共有できる仕組みを構築すべきである。また、大学、企業などの人材を活用する仕組みづくりについても積極的に取り組むべきである。それには、大学生や自治体、企業などが環境問題解決のポテンシャルを高められるようなコンテストによる表彰の実施など、様々な仕組みを作り実施していく必要がある。

○市民が積極的かつ持続的に環境問題に取り組める仕組みづくりの支援

市民がより環境問題に持続的かつ強力に参加するために、NPOなどの仕組みによる環境ビジネスの育成を進めることが望ましい。ゴミの有料化、分別など、市民の役割、市民の負担といったものの観点を変えていく必要があり、こういう部分をどううまくやるかが課題。市民が行政から言われてゴミの分別をやっているというよりは、市民がNPOを立ち上げて、生ゴミの資源会社を運営してしまおうといった地域の大手以外がやる産業にこれからは目を向けるようにしたらどうか。市民がつくるNPOは金儲けが目的ではなく、活動を持続的・安定的に展開していけるための仕組みとして市民によるコミュニティビジネスを利用すると地域の活力にもなる。全国で事例が起こり始めている。それぞれ地域の状況に応じて、活動しやすい環境を今後より一層、整えていくべきである。

○産業廃棄物処理問題や採土・砕石問題解決には事前の予防策を

砕石・採土問題や産業廃棄物問題にみられるように、環境関連事業者は零細で、不安定な事業体が少なくない。このため、倒産などによる環境問題の発生を招くケースも多い。この種の問題の責任は、処理業者のみの責任ではなく、土地所有者や廃棄物発生者の責任でもある。これら関係者が応分の責任を負う仕組みを検討すべきである。また、予め業者に処理基金を積みせるなどし、事後の保証のない業者には事業実施を許可しない仕組みを作るべきである。

○自治体内部での環境問題対策への知識・ノウハウを高めあう合宿・研修を

自治体の環境関連の部署属す担当者の合宿・研修により相互の環境問題に関する知識やノウハウの共有を図りたい。

■■分科会からのアピール■■

1. 市町村のごみ処理の課題となっている生ごみの資源化対策について、国政として生ゴミ処理を位置づけ、全国的なシステムづくりを支援すべきである。
2. 経済産業省・環境省が共同で行っているエコタウン事業のような、地域振興や環境型地域社会づくりを促進する制度をさらに拡充していくべきである。
3. 市町村が連携して環境問題解決に取り組む大学、企業、自治体の人材の育成支援をし、相互のノウハウを共有できる仕組みを構築すべきである。また、市民の環境問題解決に参加する仕組みとして、市民が担うコミュニティビジネスを利用し、地域の活力増進の仕組み・環境づくりをするべきである。
4. 産業廃棄物処理問題や採土・砕石問題解決には事前の予防策を講じ、関係者には応分の責任を負わせるべきである。

第6部会 「都市農村連携部会」

■出席者

※四方八洲男（京都府綾部市長）、今井 良博（岐阜県白川町長）、五十嵐忠悦（秋田県横手市長）、竹内昶俊（福島県会津坂下町長）、野崎吉郎（福島県矢吹町長）、長関広一（新潟県小千谷市）、吉川 貢（長野県高森町長）、長 弼川（眞策岐阜県加子母村）、刈屋 晃吉（福島県只見町助役）、本山 文男（栃木県足利市秘書政策課 政策審議員）、太田文敏（長野県白馬村総務課長補佐兼企画係長）、宮崎 雅夫（農水省農村政策課課長補佐）、長谷川 久（新潟県長岡市観光課長）、吉野賢一（新潟県三条市農林課長）、山崎栄市（京都府綾部市企画広報課）、中島 正道（日本大学教授）、岡崎昌之（法政大学現代福祉学部 教授）、仲津 真治（株式会社ゼンリン 常務取締役）、芹沢 優（群馬県榛名町税務課参事）、家老 洋（長岡市議会議員）、二宮 誠（地域交流センター）、山口 覚（地域交流センター）、岡本 守生（地域交流センター 監事）

■分科会議論の要旨・提言

■■現状と課題■■

○観光に対する志向が変化している

一泊旅行から数日の滞在型の旅行が増えつつある。旅館などでも囲い込み型から、地域の回遊などとの組み合わせで飽きの来ない仕掛けづくりが求められている。例えば観光地でも、初日は豪華な食事を出す、2日目からは町中の美味しいレストラン、飲み屋などを紹介してまちを回遊してもらい毎日の変化を楽しんでもらったり、共通入浴券などで自分の旅館以外の風呂にお互いに入れるようにするなど、地域全体で来訪者の受け入れを行う方法が注目を浴びている。



都市農村連携部会の様子

○農村体験の無い学生が増加している

昔は農山村から大学生として都会に出て行くケースが多かったが、今は都会で生まれ育った学生が多くなってきた。農山村での経験が無い学生に田舎はいぞと言っても、理解が難しいだろう。一方で首都圏の大学生が独自に農山村へ長期滞在をするという活動である学生インターンシップのなどがある。それぞれの分野に長けた学生が農村をフィールドに現地でアルバイトをしながら論文を書く。単位として認めている学校もある。

○国際価格に比べ高すぎる農産物の価格

日本の農産物の価格は国際価格に比べ高すぎる。米価の場合、約6倍である。それだけ高い価格にして、なんとか農家がやっていけているという現状を省みる必要がある。例えば機械、肥料、農薬などの自由な競争が行われていないことなどもその理由の一つであろう。

また、農業への法人の参入などは、農地法等の制約だけではなく、地域社会のしがらみなどの関係等で参入が非常に難しい状況であり、適正な競争が難しい状況である。

○補助事業が無駄になっているケースが少なくない

農業の補助金は個人に対するものではなく、法人に対するものであるため、地域にしっかりとした営農の受け皿組織があれば上手く機能するが、意欲がない組織に補助がついても無駄遣いに終わるという実情がある。また、補助金で建設した建物は用途変更が基本的に出来ず、ニーズの変化に応じて活用することが困難な事が無駄を生んでいる。

○一律の減反はやる気のある農家の意欲を低下させる

地域ごとの割り当てで減反になっている。しかし自主的にどれだけ売りたいかという農家毎の数字を積み上げると結果的に生産量は増えることになる。すなわち品質に自信を持っている経営者、流通ルートを持っている経営者がいるということである。やる気のある無しに関わらず、一律に減反されることがやる気のある農家の意欲を低下させている。

○農山村があるから都市が成り立つ

現在、政策の中核にいるのは都市的発想の人ばかりである。合併の政策に関しても、吸収される小さな自治体の現状などを知らないままに立案しているという実態である。都市は都市だけで成り立っているのではなく、周辺の農村部があるから都市が成り立っているということに気がついておらず、バランスのとれた政策となっていない。

■農山村の活性化に向けて■

●観光客相手の活性化から地域と共に楽しむ活性化へ

今までの観光は観光客を対象とした浪費型であり、外部依存型であったが、地域の人を楽しんでいるライフスタイルを外部の人間も一緒に楽しむという活性化が求められる。まちに眠っているものを掘り起こし、磨いて、光らせれば地域の人も楽しく来訪者も増加する。

●多様な生活スタイルに合わせた新しい就農形態

農業の継続には都市からの移住者等に対応した、相談窓口、研修の実施、住宅の確保等、受け入れの基盤が重要である。また、年金受給者でちょっとお小遣いが欲しい人、都市へ通勤しながら農業をする人・・・といった、多様な生活スタイルに合わせた、今までには無い新しい就農形態を検討する。



都市農村連携部会座長 四方八洲男 綾部市長

●農村の教育的活用の推進

交流人口の増加施策の目標を、単に観光による経済的効果のみを狙うのではなく、将来的な就農者や農業の発展等に関わる人材育成なども視野にいれ、大学の学生や研究室との連携・交流を図るなど、教育のフィールドとしての活用を継続・発展させることを検討する

●やる気のある組織や人には継続的な支援を

農山村の活性化は立地の問題というよりもむしろ、やる気のある人がいるかどうかという部分が大きく作用している。いかにリーダーの発掘と参加しやすい仕組みを作り出すかということである。所得保障制度を3年、5年で止めてしまえば、折角火をつけたところで終わりになる。

所得保障はやる気のあるところに支援する仕組みに変えるべきである。また、やる気の無い農事組合などは、株式会社を参入させてでも活性化を図ることが望ましく、何時までも地元の人に優先権を与えるべきではないのではないか。自身の無い人は自ら身を引く施策が必要である。

○分科会からのアピール

- 1) 交流人口から定住人口へシフトさせる具体策として、外部依存型の「観光」を主体とした交流から、地域住民と喜びを分かち合える都市農村交流に継続して取り組む。また、大学生などの若者の長期滞在が可能な仕組みなど、教育的効果も視野に入れた複合的なまち・むらづくりに取り組む。
- 2) 農山村は現在、可能性と危機に直面し、本腰を入れて取り組むべき時期である。農業・林業を自立した産業として捉え直し、安定した就業人口の確保に向け、新しい仕組みづくりを行う。地域リーダーを育て、事業の継続が行い易いように、競争原理の導入や成果に応じた既存の所得保障制度の延長などが必要である。
- 3) 都市再生ばかりではなく、農業・農村再生を含めた両論を行う必要がある。今後、農山村の現状や新しい取り組みに理解が深い政治家や行政関係者を増やし、首長で力を合わせて国、ならびに国民にアピールしていく。

全体交流会（２） 抄録

※ ２日目の全体交流会では、各部会からの報告が行われた後に、「平成の合併後の地方自治体の運営のあり方と実践」をテーマに討論を行った。また、総括として宇都宮宣言を採択した。これについては、部会要旨と宇都宮宣言を参照。

□ 全体討論

■ 「平成の合併後の地方自治体の運営のあり方と実践」

平成 17 年 3 月末の「市町村合併の特例に関する法律（合併特例法）」の適用期限切れが迫る中、全国の 7 割以上の市町村で合併が検討され、多くの地域で「合併する／しない」についての選択がされつつあります。また、昨年より始まった地方財政自立改革（三位一体改革）は、地方自治体の財政や権限などを大きく変えようとしています。こうした中で、各自治体において、これからの地方自治体の運営をどのように進めていくべきでしょうか。また、市町村と都道府県、国の役割や関係をどのようにするべきでしょうか。本討論では、最近の様々な有志首長団体から提出されている提言書なども踏まえ、こうした課題について議論を進めていきます。そして、地域の自治を実践できる地方自治体の運営のあり方を模索していきます（進行 逢坂 誠二（ニセコ町長）、パネリスト 大野 慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）、寺田 典城（秋田県知事） 浅野 史郎（宮城県知事）、大森 彌（千葉大学教授） 福田 富一（宇都宮市長））。



2 日目・全体討論の様子

□ 議事抄録

□ 大野慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

私は今、総務省で市町村合併の担当をしています。4 月 1 日現在の市町村の数は 3100 になっており、かなり減ってきています。2000 前後までは減っていく可能性があるでしょう。これに関連して、昨年 11 月に地方制度調査会で答申を出しました。そこでは、今後の基礎自治体と広域自治体のあり方を明確に議論しています。基礎自治体では住民に身近なサービスを全て提供できるような自治体として考え、そこでできないものを広域自治体でやることになっています。しかし、その場合、広域自治体として、今の都道府県が相応しいのかどうか、より広域的な役割を発揮するように変わるべきという意見があります。そうすると、国と広域自治体とのあり方を考えなければなりません。

こうした議論を踏まえ、現在、国会に 3 つの法案を出しています。ポイントは現行の合併特例法が来年 3 月末までに手続きが終わっても、現行規定を使えるようにすることです。また、地方自治法を一部改正し、住民自治を強化する工夫が盛り込まれます。具体的には「地域自治区」を作る仕組みです。これは地域自治区を作り、地域協議会に住民が参加して、場合によっては、行政と一緒に仕事をやっていくという仕掛けです。これが住民自治の強化につながると期待しています。さらには、広域自治体たる都道府県と基礎自治体たる市町村との関係で、市町村側から比較的自由に、都道府県に事務を下すことを申し出ることを可能とする規定があります。これを使っていただければ、都道府県の仕事をほとんど市町村に下ろすことができます。問題としてはこれを都道府県がどう考えるかことがあります。

私は、基礎自治体と広域自治体との関係について、きちんと考えるべき時期に来ているのではないかと考えています。まずは、基礎自治体がどうあるべきかという議論があり、次に基礎自治体と広域自治体との関係、これについては既に地方制度調査会の議論で具体的な方策などの意見が出てきたと思っています。その中のいくつかの事柄について制度的手立てをするために、今、法案を出しています。ですから、そうした具体的な手当てについて、かなり地方制度調査会の中にアイデアがあるので、同じような議論を基礎自治体の方々にもっとして頂きたいと思います。そして、国が何かを提示するのを待つというのではなくて、ご自分たちでどうあるべきかということを書いていただくのがいいでしょうね。

□ 寺田典城（秋田県知事）

秋田県には 69 市町村あり、現在、法定合併協議会は 60 あります。私はこの町村合併に際して、69 市町村の全てを回りました。合併の動きが始まった当初は「なぜ合併しなくてはならないのか」と、多くの市町村は反発していました。私はそれを一つ一つずつ口説いていったのです。そして、昨年頃から、「このままではやっていけない」という議論が起こってまいりました。私は合併をすべきとは思っていません。合併をしない市町村に対しても、「それはそれで頑張りなさい」と激励しています。

さて、私は 50 歳まで民間の経営者でしたから、税の問題を厳しく見ます。ご承知の通り、借金が増えることに歯止めがないのが現在の大きな問題です。そこで、秋田県では市町村に「サービスを落とさず現在より 3 割くらい行政コストを落とさなければならない」と言っています。そのためのプロジェクトチームを作っています。コスト削減にあたっての一番の大きな問題は、職員の人件費です。私が知事に就任した平成 10 年当時は、職員数が約 5000 人弱だったのですが、現在は 4300 人になっています。今後は 1 年で 20% 人員を削ることになっています。そして、教育関係・警察関係も含めて人員削減をしながら、サービスをいかに維持するのかについて知恵を絞らなければなりません。市町村では、人口 1000 人あたり 10 人ほどの職員がおり、人件費率が全体の約 20% あると思います。しかし、私は 1000 人あたり 7 人でできると思っています。私が市長をしていた横手市では既に 7 人以下になっています。

県としては道州制になれば、スケールメリットを活かしたパワフルな行政ができると思っております。そのためにも、まずは市町村を自立させなければなりません。そして県の役割は、市町村に対して徹底的にサポートするものになるでしょう。市町村で条例を作ってもらえれば、県は積極的にヒト、カネ、モノを出すつもりです。ただし、県行政にもやるべき固有の事務はあると思っています。広域的な農業、商工業振興、観光、地域医療などです。秋田県は地理的に広く、地域振興局ごとの違いが多々あります。それを束ねるためにも県行政がやるべきことはたくさんあるのです。ただし、国と県と市町村で業務が重複しているのは問題です。市町村が合併などで変わりつつあるのに、県や国が同じではいけません。また、中央省庁の役人がどう考えるかも問題になってきています。現在は「省益あって国家なし」ですからね。いずれにせよ、こうした変化の時代ゆえ、非常に面白い時代を迎えているのだと思います。この変化を乗り越えるためにも、今から準備する必要があると思います、私どもは様々な準備をしています。

□ 浅野史郎（宮城県知事）

合併の意義は「より大きな役所を作る」ことだと思っています。小さい町村では、福祉係には 5、6 人しかいません。そこで児童福祉、老人福祉、障害者福祉など全てを行うのは大変です。十全の仕事を遂行するには最低限の絶対数が必要です。また、合併に際して、お金の問題や効率性を根拠にする意見がありますが、それはあまり言わない方がいい。外から見ると、品のいいものではない感じがします。

さて、宮城県の特徴として大都市仙台があります。宮城県の人口 237 万人中 101 万人が仙台市民です。二番目の石巻市は 11 万人です。そのため宮城県内の合併は、仙台への対抗の意味もあると思います。

県として市町村を相手に仕事をする時、「市町村 at all」と一括りに考えてしまうことがあります。これは問題です。しかし、そういう実態はなく、個別の名前のついた市町村があるわけです。私は、個々の市町村に対して、個別の力を貸すことが必要だと思っています。わが県におけるこの意識改革の現れは「選択的権限の委譲」という取組みにあります。県として市町村に委譲できる項目を 100 ほど並べて、各市町村が欲しいものを選択できるようにしました。このように「市町村 at all」に権限を委譲するのではなく、個別の市町村ごとにやっていくということをやっております。

また、宮城県では昨年途中から「緊急経済産業再生戦略」をやっています。この取組みは宮城県という組織にとって、驚天動地のことであります。というのも、これまでの県の仕事は「こなす」とか「対処する」とか「うまくまとめる」といった受動的なものだったのですが、この「緊急経済産業再生戦略」は、プロジェクトとして「結果を出す」ということになっているからです。「雇用を何人確保する」「企業再生を何社やる」「売上をいくら伸ばす」という結果が明らかに求められているのです。

私は地方財政自立改革、三位一体改革について、非常に心配していることがあります。大新聞の社説に地方財政自立に関して、自治体を侮蔑する記事がいくつかあります。平成 16 年度の国家予算作成の時、交付税や臨時財政対策債がカットされました。それに我々自治体が反発したことについて、「やはり地方は金がほしいのね」という報道が一部ありました。我々が欲しいのは、直接的に交付税といったお金ではなく、地方財政の自立です。その仕組みを作れと、言っているにすぎません。しかし、「結局、欲しいのは金」と結論づけられたのでは、本当に死んでも死にきれません。これも含めて、合併は単に効率性のためだけにやるのではないことを、声を大にして訴えていかなければならないと思っています。

□ 大森彌（千葉大学教授）

会場を見渡して見ますと、元気な首長さんがこんなにも外に出てきて、モノを言う時代が来たということを実感します。私はこういった状況だけを見ても、日本の中で大きな分権改革のうねりが起きていることをしみじみ思いますね。

さて、合併について住民と自治体と一緒にいるところは、簡単に合併には踏み切れないと思っています。住民と役所が離れている場合、住民にとって合併で日常生活が変わるわけではないですから、反対はしません。また、合併は相手側によります。変なところを合併しても仕方ありません。お隣の自治体はたいしたことないのに、合併しても、どういう展望が開かれるかというと、消極的になるでしょう。特に、市とその周辺町村との合併では、一般的にろくな自治をやっていない市と、住民と役場が一体となったよい自治を行っている町村との合併というケースが結構あります。町村としては、そういう市と合併するのは切ないことだと思います。編入合併ですから。市側は、「今まで頑張ってきたことを取り入れてみせるから、一緒にやりませんか」というのが筋です。

要は、どういう合併をどういう協議をしてやるかということ、その後が決まっていくということだと私は考えています。私は今回の市町村合併の動きを、「瓢箪から駒」とまでは言いませんが、将来の基礎自治体のあり方を考える上で、積極的に考えていいと思っています。「昭和の大合併」から今日に至るまで、合併後の自治体のイメージが非常に固定的で、意思決定の一本化、一体化という「集権集中型」の基礎自治体しか頭にありませんでした。このタイプの役所はお金も職員も全て本庁中心主義になります。だから、出張所にはさしたる職員もお金も配置しないということになります。職員というのは、やる仕事や挑戦する仕事がなく、一生懸命やってもきちんとした評価を受けない場合、腐ります。したがって、私はこれまでの「集権集中型」「本庁中心主義」の自治体を、合併の後にどういうふうにしていくかということについて、やはり、モデルを示すべきであると思っています。

しかし、合併論議を通して、全国各地に「集権集中型」「本庁中心主義」を諦めて、様々な形態の自治体が現れ始めました。私は明白にこれまでなかった新しい自治体が出現し始めていると思っています。それは「分権・分散型」の基礎自治体の出現です。このことの積極的な意味を全く頭におかず、従来型の合併劇を繰り返している自治体は、今後、ろくな自治体にはなれません。

なぜこのことが今後の基礎自治体のあり方として重要であるかというと、これは単に住民自治を自立するだけではなく、今まで自治体の職員のあり方を変え、住民と役所の間にある種の「共働」を達成させるからです。しかし、私は現在の「共働」という言葉は眉唾だと思っています。なぜなら、従来、役所の皆さん方が「共働」と言うと、住民が役所の仕事に協力的になることだと思っているからです。役所はモノを言わない、協力的な住民が増えることだと思いこんでいます。こんな「共働」をやっているのは、新しい自治体ができるはずはありません。本当に「共働」をやるならば、「市民共働」を可能とするような仕組みを自治体の中に作り出していくこと、その重要な手掛かりを国は法律で一般制度として、根拠付けようとしていくことが必要、実際、それを進めつつあります。

また、深刻な日本の社会の変化は、少子高齢化です。これは、特に、社会保障負担の大きい過疎地域の自治体で、歳出が増加する一方、税収の伸びがそれについてこないという問題を引き起こします。合併の特例法に基づく財政支援は、歳入の縮小が若干緩和されるにすぎません。したがって、合併してもしなくても、この少子高齢化に伴う歳入縮小に対して、対応をしっかり考えなくてはなりません。これを考慮せず、合併してできた新しい自治体で、旧来型の中央依存、ハードの公共事業依存体制を維持するのであれば財政破綻は近いでしょう。今後、過疎地域では歳入の縮小が必ず待っていますから、そうした地域の自治体はより大変な状態になります。こうした状況で、住民自治体制が敷けるのかは非常に深刻な問題です。その意味で、合併しない小さい町村で相当程度、身を削り始めているという現況は、正しい道筋であると思います。従来のやり方で、合併しなくても済むということはないのです。

今後はそういった行財政運営の問題について、職員のあり方が問われてくると思いますね。小さい町村では、1人あたりの仕事を1.5倍に増やすこと、給料が下がっても今以上に働くことを厭わない職員が増えなければ、当面はやりくりができません。これは首長さんと総務部総務課がどういう人事運営を行えるかということにかかってくると思います。従前の総務部総務課は本当に職務を蔑ろにしてきました。客観的で公正で、職員が納得できる人事管理システムを全く形成してこなかったのです。

そして、自治体人事の最大の問題点は、一切の住民自治を排除して成り立っていることにあります。住民にとって、どうしようもない職員が多すぎます。それについて、住民が何もモノを言えない体制が営々と築かれてきました。これを直さずして、厳しい時代をやりくりできるはずがありません。この従来の人事制度について、抜本的な検討・見直し・改革が、今後の最も大きな課題だと私は考えています。

□ 福田富一（栃木県宇都宮市長）

自治体職員のあり方、組織のあり方について、昨日の議論の中で、ある首長さんから 21 世紀型の市役所の組織作りについて「あと 5 年経ったらできるよ」という話をいただきました。大森先生のご指摘に気づいている首長も大勢出てきています。

宇都宮市では今、1 市 3 町と合併協議会で協議をしており、その中で地域自治制度を設置する方向で協議が進んでいます。地域自治組織についていくつか宇都宮地域には特徴があります。例えば、自治組織を旧町区域ごとに設置することになっています。また、住民代表組織について、地域自治協議会を設置し、構成員は区域内に住所を有する者のほかに、区域内の事務所に勤務する者、NPO から公募して、市長が選任することになっています。また、任期は 3 年で再任は可とし、報酬は条例で定めることにしております。それから、地域を担当する特別職について、一般制度では規定がありませんが、宇都宮地域は担当助役を置く方針を出しています。そして、地域づくりのための予算を各旧町ごとに認めることにしています。こういった条件について条例で規定すべく、現在、各市町ですり合わせをしております。

ところで、本市では合併を通じて、中核市から政令市を目指すということを、一つのキャッチフレーズにして、周辺町のご理解を頂いております。政令市を目指し、そして、いずれ都道府県合併、道州制ということになれば、州都に手を挙げられるような体力をつけていくために、合併に熱心に取り組んでいるところであります。また、そのように体力をつけていく一方で、「大きくしながら小さくしましょう」ということで、合併しても合併していないような合併にして、住民自治の拡充を積極的に図っていきたいと思います。

□ 質疑応答

逢坂誠二（北海道ニセコ町長）

前段に引き続きまして、後段の質疑応答に入りたいと思います。先ほどの休み時間に私のところに苦情が寄せられました。「もう少し突っ込んだ話を聞かんかい。言いつばなしだけさせておいてダメだ。もう少しバトルになるような我々の知りたいようなことをちゃんと聞け。」ということでした。

田口直人（新潟県川西町長）

提言・実践首長会で様々な提言をしています。先ほど、総務省大臣官房の大野さんは「色々な要望が来ているおり、検討している」とお話されましたが、私どもの提言と検討しているものがイコールなのでしょうか。提言が今後の地方制度に实际的にどう繋がるのか、非常に私どもは気になるところです。

逢坂誠二（北海道ニセコ町長）

提言・実践首長会では、昨年 2 月に新自治制度として「本庁集中型」ではない「分散型」とも言える自治の制度を各方面に提案しました。その結果かどうかはわかりませんが、今回の新しい合併特例法、あるいは地方自治法改正に、それらの提案内容が一応盛り込まれています。しかし、我々と当局でキャッチボールがあったわけではありません。大野審議官、いかがでしょうか。

大野慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

提言は、我々と相談して出されてはいないので「提言されっぱなし」という性格があります。しかし提言も踏まえて地方制度調査会で議論をして、結果が昨年 11 月の答申になったわけです。提言も答申も、できるだけ弾力的に自分たちで選べるような制度にすることがポイントであったと思います。

ただ、私が思うことは、結局法律は国会が作るわけで、国会議員が決める仕組みになっています。市町村長さん方の協議というものが法律制定過程にはありません。その意味で、自治に関する法律を国会議員しか作れないところに問題があるのではないかという議論が結構あります。自治に関する法律案を地方自治体と論議できないかという意見があるのです。このような法律制定のあり方について、実は地方制度調査会でも議論がありました。

逢坂誠二（北海道ニセコ町長）

自治区、自治組織が自治法改正法案に盛り込まれる前に、実は総務省が考えていたのは、もう少し、広い、弾力性のあるものであったと聞いています。しかし、一部、自治体の特別職などを経験された、ある党の非常に有力な議員さんが「自治区など認めてはいかん」と言ったことで、内容が少し変わったということを知っているのですが、そのあたりはどうだったのでしょうか。

大野慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

そういうことはありませんでした。地域自治区は地方自治法の中に新しい仕組みとして盛り込んだものです。ただ、現行制度でも条例を作れば、似たようなものは作ることができます。地域自治区そのものは普遍的な制度として、自治法の中に入れました。我々の考え方を変えたということではありません。

田口直人（新潟県川西町長）

合併後の議会のあり方についてお聞きしたいです。

大野慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

合併後の議会で在任特例や定数特例を認めるべきではないという議論が非常に強くなってきています。在任特例や定数特例は住民から見たら無駄だということで、新しい法律ではそういう規定を廃止すべきだという意見が非常に強かったですね。しかし、私どもとしては、議員の身分が失われてしまうことで、合併が進まないことになってしまうことを恐れる声があることを重視しました。それゆえ、「合併の障害除去」という意味で、それらの特例を敷いているのです。ただ、国会の論議でも、これを認めるべきではないという意見が多かったですね。

田口直人（新潟県川西町長）

過疎地域では、合併したくない理由の中で、「議員の数が減ってしまう、なくなってしまう」ということが大きなウェイトを占めています。やはり、過疎地域では議員定数があると議員が出てこないということにもなりかねないので、その点も自由裁量にできればと思っています。

大野慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

新しい法律も、従来どおり自由裁量で議員定数を定めることができるようになっていきます。在任特例も定数特例も認めているわけです。私がかつて勤務した山梨県の南アルプス市では、在任特例を使いましたが、結局、自発的に解散して選挙をやりました。やり方次第でどうにでもなるし、制度としてそれを認めるようにしています。

福田富一（栃木県宇都宮市長）

今、宇都宮市の合併協議会でも議員の在任特例を使わないということが大きな障害になっており、それが合併破談に繋がる可能性があります。しかし、住民の眼が厳しくなっているのも事実です。ですから、各町に「まちづくり審議会」を作り、議員の方にこれまでと同じような役割を審議会の議員としてやっていただくということが、その対策として考えられます。

逢坂誠二（北海道ニセコ町長）

先ほどの大野さんの話の中でいい話がありました。提言をする時は、事前にちゃんとすりあわせをして、調整をしてやると後でまたいいことがあるかもしれない、ただ黙って持ってきてダメだよということ。次の時はそうしましょう。

寺田典城（秋田県知事）

秋田県内のある合併市では 144 人の議員がいました。これについて全国的なニュースになり、さらに県内では在任特例反対の住民運動が起こっていますが、色々な形でおさまると私は思います。私はどちらも正しいと思います。144 名の議会をどのような形でやるのかという興味もありますし。私は賛成派も反対派も大いにもめることが大切で、それがいい合併につながると思っています。それによって、いい知恵が出てきますから。

粥川眞策（岐阜県加子母村長）

私は村に愛着があるため、合併後の町村名に「村」を残そうと思っていました。調べてみると、人口が多くても法律で「村」を残せるようです。しかし、合併して村にしようと言ったら、皆が反対するんですね。それで結局ダメになって、村という名前はつかなくなりました。

地域が自主的に使えるところの財源を持つということ、自律ということを進めていくことをするのが、今度の合併の一つの楽しみであると思います。大森先生にご意見をお聞きしたいと思います。

大森彌（千葉大学教授）

市町村と一括りにしていますが、頭の中では市と町村では、市の方が上等で、格が上であると考えられています。しかし、市と町村は、法律上、相互補完的です。ところが、そう思っていない方々もいるようです。例えば、3万市特例制度があります。議員立法で成立しましたが、相当むちゃくちゃです。

私はそういう考え方でずっと貫いていくと、都市が全国化することが日本の将来であるように思いやすくなると思います。それは、大きな都市化の流れがあるから、ある程度のことは理解できるのですが、都市が収奪されて、その上がりが農山村にあって、農山村が無駄をしているようなことを平気で言うような知事が登場しました。

現在、小泉内閣が行っている骨太方針の中には日本の将来、国の形について関わるような展望の中で農山村についての項目がありませんでした。しかし、最終的には武部農水大臣の音頭で「都市と農村、漁村との共生」との文言が入りました。日本の国土や今後の国政を運用する時に、これを基盤に据えないような国家的政策は必ずダメになると確信しています。

今までの農山村と都市との関係について、あたかも利害の対立があって、なんとなく都市が損してきたような言い方が台頭してきたこの時期はよくありません。考え方として間違った方向に向かってきているのではないのでしょうか。もともと都市は自立できるのではなく、農山村があって、初めて都市が成立します。

寺田典城（秋田県知事）

これからの時代は、農山村のあり方が大きな社会の位置づけになってくると思います。ただ、農山村自体の市町村行政が肥大化したことも事実で、行政コストもかかっていることも事実です。行政というのは、条例とか法令とかが決まっているので、サービスの水準を一定に保たれていなければ問題であるわけです。私はこれから行政コストを落とすことによって、色々な知恵が出てくると思います。

三島久美子（群馬県新町議会議員）

私が気になっているのは、首長の勉強不足という点です。また、先ほど、人事管理システムをきちっと構築すべきだという話をいただきました。もちろん、職員、首長、資質の向上を含めまして、人事管理システム構築のためのヒントは何かないのでしょうか。首長さん、職員さんの質の向上の方策、この合併をうまく利用して、質を向上させていく何かいい方策があれば、お伺いして、ここにいらっしゃる首長さんの良いヒントになればと思います。

大森彌（千葉大学教授）

合併にともなう職員配置や議会の変化は、これまでの人事運営のやり方を見直すきっかけになるチャンスだと思います。地方自治法もそれによって問題がわきでてくると思うのです。しばしば私は色々な市町村に足を運びますが、首長さんたちは「とにかく職員が働かなくて困る。公務員法が問題だ」とおっしゃいます。しかし、公務員法の前に現行の人事運営を見直すことが大切です。その中から、合併後の自治体に相応しい職員像、そのビジョンを打ち出してほしいと思います。一連の人材育成についての基本方針を定めてほしいですね。

私は職員を不安に陥れるのはよくないと思うのです。しかし、意欲や能力の有無にかかわらず、同じ扱いをするのもよくありません。官民間わず、日本でも緩やかに能力主義が適用されています。もう少しシビアな形で能力評価の仕組みを入れていくことが今後は必要でしょう。先日、総務省の公務能率に関する研究会で、中間報告が出ました。これは新しい時代の新しい人事評価のあり方について、国がスタンダードを示しています。こういった提案や施策が出ていますので、人事運営について参考にできる材料は十分あります。国が取り組むだけでなく、自治体自身で取り組んでほしいと思います。

大野慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

地方公務員の研修をする自治体学校では都道府県の職員はもちろん、市町村の職員の方も研修に来ています。同じ立場の公務員のネットワークができ、地元に戻っても相談相手ができるというメリットがあります。しかし、小規模自治体では人員に余裕がないため、このような研修に職員を出せません。その意味で、私は合併することによって、職員がこのようなメリットのある研修に参加する機会を得られるのではないかと思います。やはり、きちんとした研修は必要です。

寺田典城（秋田県知事）

人事評価は職員教育を徹底しなければなかなかできません。人を削減するという事は少数精鋭にするということです。課長職まで実務をするようになれば、少数精鋭になります。とにかく、人を削れば、職員は働くようになります。

森 真（岐阜県各務原市長）

大野審議官に給与の問題についてお聞きしたいです。また、浅野知事に伺いますが、国家の大赤字の解決の見通しをどのようにお考えですか。

大野慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

現在、能力を反映させた新しい人事管理体制システムを法律案にして出そうとしています。そうすれば、地方公務員についても同じような考え方をもってほしいということ、きちんと積極的に言えると思います。定期昇給については、現行制度で自治体が考え、直すことは不可能ではありません。現行制度で工夫は可能です。それをしていないだけという面があるとあえて言いたいですね。

浅野史郎（宮城県知事）

インベスターリレーションズというのがあります。これは経営者が投資家に対して「うちの会社はこういうような運営をしている。今、設備投資をして、こんなことで儲ける。だから、うちの社債は安心です。だから買ってください。」ということをする活動のことです。実はこの考え方が我々自治体にまで及んできています。

それが進むと人事の問題が出てきます。民間であれば、経営者はリストラができます。そのために、株が上がったりします。しかし、私達自治体はリストラはできませんし、課税自主権もないため、収入が増やせないということもあります。そういったところに自治体がインベスターリレーションズを進める限界があると思いますね。財政再建について、この3年以内には破産する自治体が出てくるでしょう。破産して財政再建団体になるということが現実味を帯びてきています。財政再建団体になれば給料が切られ、実質的に首を切るに近い事があります。そういう乱暴な措置がされます。その場合、憲法上守られているとか、公務の保障とか、といったことは言えず、そういった権利は剥奪されるのです。

人事に関して、我が宮城県は民間から優秀な人材を採用しました。彼らにはプロジェクト型の仕事をやっていただいています。彼らは非常に真面目に仕事をしています。なぜならば、彼らにはプロジェクト型の仕事を任せており、結果が求められるからです。これまで県庁の職員は法令内の職務にあたっているだけで、成果重視型の仕事をしてきませんでした。そういう人がトップになってしまうと悲劇です。しかし、そのままではだめで、契機を与えなくてはなりません。だから、組織全体として成果重視型の仕事・プロジェクトをぶつけなくてははいけません。

私は三位一体改革でなく、地方財政自立改革という言葉を使っています。三位一体改革は単なる方法論であって、理念ではありません。理念や本当の解釈は地方財政自立改革であると思うのです。三位一体改革で財務省が目指しているのは、国と地方の財政再建です。私は地方でも財政自立があつての財政再建であると考えます。財政再建は地方財政の自立の中で実現していくのです。交付税カット、補助金カットによる財政再建は、国を誤ると思っています。

中村隆象（福岡県古賀市長）

都道府県をなくして、国と市町村のみでやっていくということについて、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

大野慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

市町村は住民に一番身近であるため、住民から厳しい眼を向けられます。これはより厳しくなるでしょう。職員や役場のあり方は最終的に住民によります。首長は住民の支持がなければ落選してしまうわけですから、その支持がなければ首長は何もできないのです。今後は住民の厳しい眼にさらされながらも、基礎自治体に多くの権限を与え、何でもできるようにしていく方向になるでしょう。国と地方の関係は「国と地方自治体の対立」だけでは弱いと思っています。そこに広域自治体が入るべきで、基礎自治体は住民に見えるようなことをやり、広域自治体には国と基礎自治体をつなぐ調整的な役割があつてしかるべきであると考えています。

□ 総括コメント

□ 寺田典城（秋田県知事）

職員の報酬について、「ラスパイレス指数」という固定的な指標を用いる必要はないと思います。これは、これからの住民自治、自治体の経営者の考え方としてありうべきです。全国一律でなくていいと思います。財政問題について、私は基本的に楽観主義者です。市町村がつぶれたとしても、都道府県が助けられればいいと思っています。危機的な状況にはありますが、自治体が自分で腹構えしていかななくてはなりません。それが自己責任と自己決定です。私は様々なことを考えると道州制は必要だと思いますね。やはり広域行政にはスケールメリットがあります。全てが利益につながります。いずれにしても、お金があるとかないとかではなくて、お金がないことをチャンスとして捉え、実際に業務にあたっています。

□ 浅野史郎（宮城県知事）

税源委譲は最も解決すべき項目です。今回の 17 年度で勝ち取らなければならないと思います。しかし、財務省は補助金を廃止後に税源委譲しようと考えています。我々とまったく反対です。補助金削減に見合う税源委譲はやる気はありません。しかし、まがいなりにも中央は変わってきています。それは我々が声を上げてきたからということもあります。しかし、まだ足りません。論議だけではなく、我々は一致団結しなければなりません。我々の内部で「都市対地方」の構図で対立をして、足元を乱されているのは大変不幸なことです。もう一つのポイントは交付税です。税源委譲をすれば交付税の財政調整機能は高くならざるを得ません。その時に大事なことは「配る」から「わける」という発想の転換です。ここはしっかり議論すべき点です。エゴではなくて、ネゴをすべきですね。

□ 大森慎一（総務省大臣官房官房総括審議官）

合併後の自治体のあり方を検討する上で議論すべきことは二つあります。教育委員会と地方議会についてです。教育委員会は規則上、国が指導できるようになっていることが問題です。文部省はこれを非権力的な関与だとしていますが、なかなか直りません。特に私は都道府県教育委員会の指導主事の人たちのあり方について改革論議を巻き起こすべきだと思っています。実は教育委員会の体制が現在の教育現場の荒廃を招く要因の一つになっていると思います。

しかし、教育委員会教育長を始めとする関係者の考えは変わっていません。分権改革の最大のポイントは「自分で考える」ということです。これを教育現場の校長さんは実践できていません。このような現場の人たちに、自分でものを考えることのできる子どもたちを育てることはできますか。これについて、基礎自治体の首長が乗り出してもいいと思っています。首長は唯一の住民の代表ですから、教育委員会のあり方について、もう少し、教育委員会や教育現場について、住民の代表者として、この改革を推し進めるべきでしょう。

また、地方議会は相当に問題です。明治以来、自治体は首長優先の体制を敷き続けすぎてきました。その間、地方議会の運用や議員さんのあり方が問われることはあまりありませんでした。最近の合併劇では、相当に質の悪い議員さんたちが合併を左右しているように見えます。私は早期に住民投票をすべきではないと思っています。何よりも住民から選ばれている首長と議員が自分たちの責任を全うすべきでしょう。どうしても議論が煮詰まらず、先に進まないときに初めて、住民に問うべきです。

□ 福田富一（栃木県宇都宮市長）

職員の質の向上について議論がありましたが、ぜひ宇都宮の人事評価制度を参考にして頂ければと思います。全国のトップクラスの成果型の評価制度です。それは努力目標を個々に設定し、それを徹底して成果を評価するという仕組みです。ぜひ、お時間がある時に、参考にしていただければと思います。

□ 逢坂誠二（北海道二セコ町長）

今日の議論は非常に広範に渡っていましたが、前段の議論は「変化」と「既成概念の打破」というキーワードがあったと思います。合併するしないにかかわらず、変化は避けられません。そしてそれは、従来の変化とは違った概念の変化が必要だということだと思います。後段では議論で鍵になったのは、都市と農村の関係だと思います。その関係がどうあるべきか、そもそも「関係」という言葉で括られていいのかという根本的な問題もあります。これについては、あまり深く議論されなかったと思います。

また、人事や職員の能力についての議論もありました。「職員が減れば、一生懸命働く」という意見もあれば、「実態を見れば、職員を減らしてはいけない」という二つの意見があったかと思っています。そして、やはり避けて通れなかったのは、財政の問題です。このようなところが、今回の大枠だと思いますが、今回の議論で最も印象深かったのは大野審議官の「自治の問題といえども、国会の場でものが決まっていく」というご指摘でした。現場の市町村が口をはさむ余地が必ずしも担保されていません。これについて、新たな何かを作るべきなのかについて私たちはもっと考える必要があると思います。

私たちの社会はここ 10 年で、「分権」というキーワードを軸にして、熱のこもった様々な議論が進んでまいりました。しかし私は最近、どちらかというとその熱意が落ちてきているのではないかと考えています。実務的な議論が増えているように思います。そこで、分権を要求した時の理想をもう一度呼び覚まし、今後、本当の分権に向けた熱意を呼び覚ましていくことが大切と考えます。いずれにしても、今回勉強したことをそれぞれの地域に持ち帰って、それぞれで頑張っていただければと思います。

付 録

① 全国首長連携交流会の概要・経緯

—概要—

全国首長連携交流会は、地域主導の地域づくりを目指して平成 8 年に提案され、平成 9 年に発足しました。それ以降、年 1 回のペースで 2 泊 3 日の合宿形式での会合を行い、約 300 人に及ぶ首長本人の参加を得て、全国の有志首長のネットワークを形成してきました。会合には中央省庁関係者、学識経験者、産業活動リーダー等も参加し、地域からの地域づくりを目指した様々なテーマにまたがる議論を行ってきました。

議論は、公共事業、農業農村、教育、環境、行政改革・公会計、川の活用、海の活用、道の活用、情報通信など多岐に及び、様々な提言がアピールされてきました。平成 14 年には、全国首長連携交流会を母体に、テーマ毎に集中的に議論を行い、政策形成と実践を目指した提言・実践首長会も発足し、さらに活動が活発になってきています。

—最近の動向と主な議論—

昨年、5 月 16 日～18 日にかけて第 8 回全国首長連携交流会が開催されました。昨年は、首長本人約 80 名の参加と省庁関係者、学識経験者など合計 220 名以上が参加し、合併を軸にした全体での討論や、テーマ毎の討論を行い、成果を提言としてまとめました。

そのポイントは、「地域のことは地域の自己責任において実践できる仕組み作りしよう」ということに尽きるでしょう。現在、話題になっている構造改革特区も「地域のことを地域で実践するための取り組み」と考える事もできます。地方分権の流れのなかで、地域のことを地域に任せることは自然な流れだと考えます。全国首長連携交流会では、現場と直接向き合う首長によって、このことが切実に訴えられたのです。

また、全国首長連携交流会で構築されたネットワークを活かした地域連携の動きも各地で生じてきています。ひとつの市町村では出来ないことも、複数の市町村が連携するとできる場合もたくさんあります。例えば、海という資源をもった市町村と山という資源をもった市町村が連携し、互いの資源を教育や観光、交流のために活かせば、新しい地域づくりを進める事ができるのです。いま、北関東や関越をはじめとして、本会を出発点にして様々な地域が市町村が連携し、多様な分野を結ぶ活動が進みつつあります。

そして、一昨年には、本会を母体に提言・実践首長会が設立されました。そして、国に対する様々な提言を行うとともに、実践的な活動をするに至っています。また、今年に入りまして、九州提言・実践首長会も設立され、地域の首長ネットワークからの発信が盛んになりつつあります。

本会は、こうした有志首長ネットワークの母体として、益々発展するものと考えています。

―役員及び事務局―

○顧問	石田 芳弘 (愛知県犬山市長)	○会長	森 民夫 (新潟県長岡市長)
○幹事 (=○代表幹事 ※監事)			
□北海道	◎本塚 哲英 (北海道北広島市長) 逢坂 誠二 (北海道ニセコ町長)		板谷 利雄 (北海道長沼町長)
□東北	◎五十嵐 忠悦 (秋田県横手市長) 鈴木 昇 (宮城県気仙沼市長)		甘竹 勝郎 (岩手県大船渡市長)
□関東甲信越	※鈴木 和雄 (群馬県新治町長) 久住 時男 (新潟県見附市長) 木下 博信 (埼玉県草加市長)	◎森 民夫 (新潟県長岡市長) 藤原 忠彦 (長野県川上町長) 川上 好孝 (茨城県友部町長) 鈴木 望 (静岡県磐田市長)	
□中部	◎石田 芳弘 (愛知県犬山市長) 森 真 (岐阜県各務原市長) 今井 良博 (岐阜県白川町長) 堂故 茂 (富山市氷見市長)	大江 哲雄 (岐阜県宮村町長) 水谷 元 (三重県桑名市長) 林田 恒正 (福井県丸岡町長)	
□北陸	四方 八洲男 (京都府綾部市長)		中川 洋 (広島県大竹市長)
□近畿	清家 隆宣 (岡山県船町長)		
□中国四国	楨本 利光 (山口県由宇町長)		
□九州	大石 昭忠 (大分県日田市長) 宮路 高光 (鹿児島県伊集院町長)	◎隈元 新 (鹿児島県大口市長)	
○事務局は NPO 地域交流センター (東京) に置く。 事務局長 田中栄治 (特定非営利活動法人 地域交流センター 代表理事)			

―全国首長連携交流会 これまでの経緯―

- 平成 8 年 10 月 4 日 (金) : 地域交流センター 20 周年交流会において首長会を提案。地域連携に関心を寄せる全国の有志首長から賛同を得る。
- 平成 9 年 1 月 21 日 (火) : 「首長連携交流会」設立のための準備会。計 54 市町村が参加。
- 平成 9 年 3 月 12 日 (水) : 省庁担当者による「湧志会」が発足。市町村の地域連携を応援するため省庁有志が集まって結成。「連携の駅 (まちの駅)」構想推進を申し合わせる。
- 平成 9 年 4 月 22 日 (火) : 「全国首長連携交流会」正式発足 (東京都)。約 100 の市町村の賛同。発足会参加市町村は 63 市町村 (首長本人 50 名)。国土庁長官伊藤公介が出席。
- 平成 9 年 5 月 27 日 (火) : 市町村担当者と湧志会メンバーとの「連携事業政策研究会」が発足。地域連携を実践的に推進するための情報交換を試みる。
- 平成 10 年 1 月 20 日 (火) : 第 2 回全国首長連携交流会開催 (東京都)。43 市町村 (首長本人 38 名) が参加。
- 平成 10 年 5 月 21 日 (木) ~ 22 日 (金) : 第 3 回全国首長連携交流会開催 (東京都)。62 市町村 (首長本人 40 名) が参加。近藤茂夫氏 (国土庁事務次官) が基調講演。
- 平成 10 年 11 月 19 日 (木) : 日本経済新聞社と共催で「くにつくりフォーラム」を開催。
- 平成 11 年 5 月 14 日 (金) ~ 16 日 (日) : 第 4 回全国首長連携交流会開催 (千葉県船橋市)。経済企画庁長官堺屋太一が PFI をテーマに基調講演。
- 平成 11 年 9 月 28 日 (火) ~ 29 日 (水) : 第 1 回中国・四国首長交流会開催 (愛媛県)。14 市町村の首長が参加。中国・四国首長交流会が発足。
- 平成 12 年 2 月 18 日 (金) : 飛騨・木曽川、伊勢湾連携交流会開催 (岐阜県)。犬山市・石田市長と各務原市・森市長が呼びかけ 42 市町村 (首長本人 35 名) が参加。
- 平成 12 年 5 月 12 日 (金) ~ 14 日 (日) : 第 5 回全国首長連携交流会開催 (岐阜県各務原市・愛知県犬山市)。78 市町村長が参加。
- 平成 12 年 6 月 6 日 (火) : 地域連携に向けて市長による意見交換会 (市長会に会わせて) (東京都)。大石道路局長ほか参加。
- 平成 12 年 7 月 14 日 (金) ~ 15 日 (土) : 九州首長会開催。15 人の市町村長が参加。(佐賀県武雄市)。
- 平成 12 年 7 月 18 日 (火) : 文部省、建設省をゲストに、川をテーマにした研修交流 - 25 市町村が参加。引き続いて教育研修会 - 17 市町村が参加。(東京都)。
- 平成 12 年 7 月 19 日 (水) : 「まちの駅」研究会を開催。16 市町村が参加。(東京都)。
- 平成 12 年 9 月 27 日 (水) ~ 29 日 (金) : 市町村職員研修交流会を開催。10 市町村参加。(東京都)。
- 平成 12 年 12 月 6 日 (水) : 教育をテーマにした首長会を開催。16 市町村長、2 教育長が参加。(東京都)。
- 平成 12 年 11 月 : 有志首長会開催。10 市町村長が参加。(宮城県延岡市)。
- 平成 12 年 11 月 30 日 (木) : 飛騨・木曽川、伊勢湾連携交流会開催 (愛知県犬山市)。
- 平成 13 年 5 月 18 日 (金) ~ 20 日 (日) : 第 6 回全国首長連携交流会開催 (東京都武蔵野市)。
- 平成 13 年 7 月 30 日 (月) : 平成 13 年度 第 1 回定例首長会開催 (東京都港区)。
- 平成 13 年 10 月 22 日 (月) : 平成 13 年度 第 2 回定例首長会開催 (東京都千代田区)。
- 平成 14 年 5 月 10 日 (金) ~ 12 日 (日) : 第 7 回全国首長連携交流会開催 (新潟県長岡市・柏崎市)。
- 平成 14 年 8 月 29 日 (木) : 本会を母体に、提言・実践首長会が発足。
- 平成 15 年 5 月 16 日 (金) ~ 18 日 (日) : 第 8 回全国首長連携交流会開催 (東京・有明)。首長本人 79 人が参加。初日交流会に片山総務大臣、2 日目全体会合に若松総務副大臣、鴨下厚生労働副大臣が参加。有明宣言を発表。

② 提言・実践首長会の概要・経緯

—経緯と概要—

提言・実践首長会は、全国首長連携交流会を母体に昨年、平成 14 年 8 月に誕生しました。この会は、全国首長連携交流会の「地域主導の地域づくり」という意思をより具体化するために、首長がテーマ毎に会合を密度濃く行い、首長が連携して政策を提言するとともに、自らも実践することを目標としています。

活動テーマは、合併・教育、行政改革・公会計、医療・福祉、農業・農村、公共事業、環境という部会を設置して継続的に行うものと、県境を超えた合併・連携、危機管理、構造改革特区などの時代に応じたトピック毎に議論を行うものがあり、極めて多岐にわたった地域主導の政策提言・実践活動を行っています。

既に、合併・教育、医療・福祉、行政改革・公会計、農業・農村、都道府県境を越えた合併・連携についての提言書が公表され、関係各所に提出されております。また、有志の知事との連携も進み、「新しい日本をつくる国民会議 (21 世紀臨調)」との合同で三位一体の改革に対する提言なども公表されております。

—最近の動向と主な議論—

提言・実践首長会では、設立初年度 (平成 14 年 9 月～平成 15 年 8 月) に 39 回の部会会合と、4 回の全体会合を行いました。議論の大きな流れは全国首長連携交流会と同様、「地域のことは地域の自己責任において実践できる仕組み作りを」ということですが、提言・実践首長会では、テーマ毎により掘り下げた議論を行い、政策提言を行ってきています。

合併部会では、期限優先ではなく、合併後の地域のイメージを明らかにする必要があるとの認識のもと、地域のイメージに応じた多様な自治体のあり方を可能にする制度を提言しています。特に、合併後も旧市町村に一定の自治権を与える地域自治組織については、提言後に地方制度調査会の中間報告に盛り込まれるなど、実際に影響が出てきつつあります。

教育部会では、市町村が個性ある教育、地域に根ざした教育ができる制度の必要が訴えられています。特に、現在の全国一律の教育委員会制度に替えて、首長部局に置く教育審議会制度と現行制度を選択できるよう提言を行っています。さらに、教員の所属を市町村とすることや、教員インターン制度の導入、マスターティーチャー制の導入、専門的な知識を持つ教育行政官の養成、幼児教育の選択性など、多岐にわたる提言を行っています。

医療・福祉部会では、国民健康保険の予防給付を可能にし、その裁量を市町村に任せる事や、健康増進・疾病予防拠点 (健康の駅) を促進すること、総合健康行政の推進などを提言しています。ここでも、全国一律に規制を行うというあり方から、市町村に制度選択の裁量を移譲し、地域のことは地域の自己責任において実践できる仕組みが提言されているのです。

行革・公会計部会では、現在進展しつつある三位一体改革について、地方自治体と国の役割分担の明確にしたうえで、サービスを行う主体に税源と権限が配置されるシンプルな制度設計が目指さす必要があることを提言しています。とかく財源の話に注目が集まりやすい三位一体改革について、改革の目的である「自立・自律した地方自治の実現」の立場から提言がなされているわけです。

農業・農村部会では、新しい世紀を「農業・農村の時代」と位置づけ、農林水産業を地域の生活の軸とする農村地域が元気を取り戻し、安全で安心の出来る農畜産物を安定して供給することが重要であるという

視点から提言を行いました。そして、農村が都市と連携し、様々な人々の新しいライフスタイルの実現の場として構築されていくことが、極めて重要であるという主張をしています。また、その実現を担う市町村が地域の実情に応じた政策を執ることを可能にするよう、提言を行っています。

県境を越えた連携・合併に関する研究会では、現行の制度においては、互いに隣接しつつも県境を隔てることにより、連携した地域政策を執ることが難しくなる状況を鑑み、よりよい地域自治の実現を阻む現在の制度の変革を提言しています。特に県境を越えた合併に関しては、現行の制度においては、未だ実際に合併する当事者の合意のみでは達成できない点を問題としています。地域のことは、地域のことに任せるという原則が、ここでも主張されているのです。

この「地域のことは地域で」という視点から、昨日（平成 16 年 5 月 13 日）には、新しい日本をつくる国民会議（21 世紀臨調）とともに、地方財政自立改革（三位一体改革）に対する提言も行われています。

こうした提言は、実際の国の政策等にも反映されつつあります。さらに、提言に引き続いて実践を行おうという活動も盛んになっています。医療・福祉部会から提言された健康の駅については、複数の市町村で既に実践が始まっています。また、教育部会からの提言にもとづいて、各地でその提言を実践も視野にいった教育フォーラムが開催されています。さらに、合併部会の提言した地域自治組織を導入して合併を検討している地域もあります。

まさに今、提言・実践首長会から日本が変わりつつあるのです。

—役員及び事務局—

□顧問 糠谷 真平（国民生活センター理事長）

□代表世話人 ※石田芳弘（愛知県犬山市長）、森 民夫（新潟県長岡市長）、逢坂誠二（北海道ニセコ町長）

※印は、会長

□部会長・副部会長

教育部会 ※森 民夫（新潟県長岡市長）、石田芳弘（愛知県犬山市長）、

合併部会 ※逢坂誠二（北海道ニセコ町長）、山口昭雄（愛知県木曽川町長）、清家隆宣（岡山県長船町長）

農業農村部会※四方八洲男（京都府綾部市長）、今井良博（岐阜県白川町長）、小谷伸一（岐阜県丹生川村長）

医療福祉部会※鈴木 望（静岡県磐田市長）、林田恒正（福井県丸岡町長）、川上好孝（茨城県友部町長）

行政改革部会※木下博信（埼玉県草加市長）、森 真（岐阜県各務原市長）

連携型（公共）事業部会 ※鈴木 昇（宮城県気仙沼市長）

環境部会 ※馬場弘融（東京都日野市長）、西寺雅也（岐阜県多治見市長）

都道府県境に関する連携・合併研究会 森 真（岐阜県各務原市長）、中川 洋（広島県大竹市長）

※印は、部会長
研究会は、共同座長制

□事務局 特定非営利活動法人 地域交流センター

代表理事 田中 栄治（担当 土居）

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5 TKK西新橋ビル 3F

電話 03-3581-2700 FAX03-3593-1374

—提言・実践首長会 これまでの経緯—

平成 14—15 年度(1) 平成 14 年 8 月 29 日～12 月 31 日	
8 月 29 日	第 1 回全体会合(設立会合)
10 月 1 日	第 1 回合併部会
10 月 2 日	第 1 回教育部会
10 月 5 日	第 1 回医療福祉部会
10 月 21 日	第 2 回合併部会
10 月 29 日	第 1 回行革・公会計部会
10 月 31 日	第 3 回合併部会
11 月 13 日	第 1 回連携型(公共)事業部会
11 月 21 日	第 2 回行革・公会計部会
11 月 26 日	第 2 回全体会合 第 4 回合併部会、第 2 回教育部会、第 2 回医療福祉部会、第 1 回農業農村部会
平成 14—15 年度(2) 平成 15 年 1 月 1 日—8 月 31 日	
1 月 7 日	第 3 回教育部会
1 月 9 日	第 5 回合併部会、第 3 回医療福祉部会
1 月 29 日	第 1 回環境部会
2 月 7 日	第 3 回全体会合 第 6 回合併部会、第 2 回農業農村部会、 第 2 回連携型(公共)事業部会 第 3 回行革・公会計部会 第 4 回教育部会
2 月 19 日	合併部会提言提出 (官房長官、総務大臣、地方制度調査会 長、同専門小委員会委員長)
2 月 21 日	第 4 回医療福祉部会
2 月 28 日	第 2 回環境部会
3 月 15 日	第 5 回医療福祉部会
4 月 9 日	教育部会・医療福祉部会提言書提出 (文部科学大臣(事務次官経由)、厚生 労働大臣(副大臣経由))
4 月 15 日	第 4 回行政改革部会
4 月 16 日	第 3 回農業農村部会
4 月 24 日	第 3 回環境部会
5 月 16 日～ 18 日	※全国首長連携交流会開催 行革・公会計部会、教育部会、医療福祉 部会、農業農村部会、連携型(公共事 業)部会、環境部会に対応した分科会を 開催
7 月 4 日	第 7 回合併部会
7 月 18 日	第 8 回合併部会
8 月 26 日	第 4 回全体会合 第 9 回合併部会、第 6 回行革・公会計部 会、第 5 回農業・農村部会

平成 15 年—16 年度(1) 平成 15 年 9 月 1 日—12 月 31 日	
9 月 28 日～ 10 月 5 日	海外視察 (スイス、ドイツ、フランス)
9 月 29 日	環境部会 第 5 回会合
10 月 9 日	行政改革・公会計部会第 7 回会合
10 月 17 日	行政改革・公会計部会提言書提出 (総務大臣、総務副大臣)
10 月 26 日	危機管理に関する首長・自治体サ ミット
10 月 29 日	環境部会 第 6 回会合
10 月 29 日	教育部会 第 6 回会合
11 月 17 日	第 5 回全体会合 行政改革・公会計部会 第 8 回会 合 教育部会 第 7 回会合 医療福祉部会 第 7 回会合 都道 府県境を超えた連携・合併研究会 第 2 回会合
11 月 27 日	環境部会 第 7 回会合
12 月 13 日	環境部会 第 8 回会合
12 月 13 日	環境部会主催 環境まちづくりセミ ナー
12 月 19 日	有志知事との懇談会 第 2 回会合
12 月 25 日	医療福祉部会 介護保険適正化補 助金に関する検討会

平成 15 年—16 年度(2) 平成 16 年 1 月 1 日—平成 16 年 8 月 29 日	
1 月 14 日	有志知事との懇談会 担当者レベル協議会
1 月 16 日	環境部会 第 9 回会合
1 月 27 日	有志知事との懇談会 第 3 回会合
2 月 17 日	環境部会 第 10 回会合
2 月 18 日	医療福祉部会 健康の駅に関する検討会
2 月 21 日	九州提言・実践首長会 発足準備会合
2 月 22 日	第 6 回全体会合 公共事業部会 第三回会合、都道府県境を 越えた連携・合併研究会 第 3 回会合 教育フォーラム「教育の現場にメスを」
2 月 25 日	農業・農村部会 提言書提出 (農林水産大臣)
3 月 16 日	有志知事との懇談会 担当者レベル協議会
3 月 29 日	有志知事との懇談会(合同提言「三位一体 改革の評価」発表)
3 月 29 日	都道府県境を超えた連携・合併研究会 提言書提出 (総務大臣、地方制度調査会長、地方制度 調査会専門小委員会委員長)
4 月 7 日	有志知事との懇談会 担当者レベル協議会
4 月 15 日	九州提言・実践首長会 発足
4 月 16 日	有志知事との懇談会
5 月 13 日	有志知事との懇談会(合同提言「三位一体 改革へ向けた提言」発表・提出)

第9回全国首長連携交流会 プログラム

14日(金) 会場:ホテルニューイタヤ	
12:30-14:00	幹事会
14:00	受付開始
14:00-14:45	(15日部会座長打合せ)
15:00	全体交流会(1) 進行:田中栄治
15:05-15:30	開会挨拶 ■ 大会長歓迎挨拶 福田 富一(宇都宮市長/第9回全国首長連携交流会 大会長) ■ 挨拶と経過報告 森民夫(長岡市長/全国首長連携交流会会長)
15:30-16:00	各種報告 ■ 提言・実践首長会の取組みと成果 石田 芳弘(犬山市長/提言・実践首長会会長) ■ 事務局報告
16:00-16:45	基調講演: 新しい時代の地方自治体の活路を考える 梶原 拓(岐阜県知事)
	休憩
16:50-17:20	質疑・全体討議 進行:石田 芳弘(犬山市長)
17:20-18:00	話題提供 ■ 志本市のその後の改革の成果 穂坂 邦夫(志本市長) ■ 日本ぐるっと一周・海交流について 西川 正純(柏崎市長) ■ 九州提言・実践首長会について 宮路 高光(伊集院町長) ■ 介護予防・健康増進への取組みについて 鈴木 望(磐田市長) ■ 三位一体改革・義務教育 国庫負担制度の見直しについて 前川 喜平 (文部科学省初等中等教育局財務課長)
18:30-20:30	交流・懇談会(1) ■ ご挨拶:福田 昭夫(栃木県知事) ■ 湧志会からの挨拶とメンバー紹介 ■ 祝電紹介/来賓紹介 ■ 各地の特産品・銘酒紹介
21:00	自由懇談会(1) ※30分程度、北関東・新潟軸首長寄り合い会を行います。

15日(土) 会場:宇都宮市役所	
8:30	ニューイタヤホテル前よりバス出発(宇都宮市役所へ移動)
8:30	受付開始
9:00-12:00	部会会合 ※は座長 第1部会 合併・経営改革(1) 大詰めの合併問題・合併後の地域経営を考える 第2部会 合併・経営改革(2) 北関東・関越での合併問題と連携を考える 第3部会 教育 教育の現場、制度をどのように改善するのか 第4部会 介護予防・健康増進 どう進める介護予防と健康増進 第5部会 環境問題 市民と連携した環境問題への取組み・実践を考える 第6部会 都市農村連携 都市と農村を結ぶ観光連携等の実践策
12:00-12:45	昼食(※部会会場にて、昼食となります)
13:00	全体交流会(2)
13:00-14:00	■ 部会総括討論 進行:田中 栄治(地域交流センター 代表理事) ※ 各部会座長が、部会について報告します ■ 教育改革に向けてのコメント 石橋 伸一郎(荒川区教育長)
14:10-17:00	■ 全体討論 平成の合併後の地方自治体の運営のあり方と実践 進行:逢坂 誠二(ニセコ町長) パネリスト 大野 慎一(総務省大臣官房 官房総括審議官) 寺田 典城(秋田県知事) 浅野 史郎(宮城県知事) 大森 彌(千葉大学教授) 福田 富一(宇都宮市長) コメント 福田 昭夫(栃木県知事)
17:00-18:00	■ 総括討論—宇都宮宣言の提言と合意— 進行:森民夫(長岡市長)、福田富一(宇都宮市長)
18:30-20:30	交流・懇談会(2) 進行:田中 栄治(地域交流センター代表理事) ■ ご挨拶:糠谷 真平(国民生活センター理事長) ■ 来賓紹介 ■ 各地の特産品・銘酒紹介
20:30-21:00	移動(バスにて宇都宮市役所よりホテルにご誘導致します)
21:00-23:00	自由懇談会(2)

16日(日) 市内エクスカーション	
8:30	エクスカーション受付開始
9:00	エクスカーション出発
9:00-12:00	■ 宇都宮美術館 「宇都宮文化の森」敷地内にある美術館です。四季折々の美しい自然に囲まれながら、芸術作品を味わうことのできる美術館です。 ■ 宇都宮市農林公園 ろまんちっく村 宇都宮市の農林業振興の拠点であり、緑・花・自然とのふれあいの場、温泉保養、食と健康づくりの場として市内外から人気があります。
12:00 頃	宇都宮駅付近にて解散

□ 第9回全国首長連携交流会 参加者名簿

No.	所屬		部署・職位	出席者氏名
1	北海道	二七〇町	町長	逢坂 誠二
2	岩手県	一関市	市長	浅井 東兵衛
3	岩手県	岩手町	町長	民部田 幾夫
4	秋田県		知事	寺田 典城
5	秋田県	横手市	市長	五十嵐 忠悦
6	秋田県	雄物川町	町長	佐々木 孝志
7	宮城県		知事	浅野 史郎
8	福島県	大玉村	村長	浅和 定次
9	福島県	会津坂下町	町長	竹内 昱俊
10	福島県	矢吹町	町長	野崎 吉郎
11	茨城県	友部町	町長	川上 好孝
12	栃木県		知事	福田 昭夫
13	栃木県	宇都宮市	市長	福田 富一
14	栃木県	栃木市	市長	日向野 義幸
15	栃木県	佐野市	市長	飯塚 昭吉
16	栃木県	今市市	市長	斎藤 文夫
17	栃木県	大田原市	市長	千保 一夫
18	栃木県	黒磯市	市長	栗川 仁
19	栃木県	上三川町	町長	猪瀬 成男
20	栃木県	茂木町	町長	古口 達也
21	栃木県	壬生町	町長	清水 英世
22	栃木県	大平町	町長	鈴木 俊美
23	栃木県	那須町	町長	佐藤 正洋
24	栃木県	那須野町	町長	平山 武
25	群馬県	粕川村	村長	後閑 千代壽
26	群馬県	新治村	村長	鈴木 和雄
27	埼玉県	草加市	市長	木下 博信
28	埼玉県	志木市	市長	穂坂 邦夫
29	東京都	国分寺市	市長	星野 信夫
30	新潟県	新潟市	市長	篠田 昭
31	新潟県	長岡市	市長	森 民夫
32	新潟県	三条市	市長	高橋 一夫
33	新潟県	柏崎市	市長	西川 正純
34	新潟県	小千谷市	市長	関 広一
35	新潟県	見附市	市長	久住 時男
36	新潟県	川西町	町長	田口 直人
37	新潟県	小国町	町長	大橋 義治
38	福井県	丸岡町	町長	林田 恒正
39	山梨県	小淵沢町	町長	鈴木 隆一
40	長野県	川上村	村長	藤原 忠彦
41	長野県	高森町	町長	吉川 真
42	岐阜県		知事	梶原 拓
43	岐阜県	各務原市	市長	森 真
44	岐阜県	白川町	町長	今井 良博
45	岐阜県	加子母村	村長	粥川 真策
46	岐阜県	白川村	村長	谷口 尚
47	岐阜県	飛騨市	市長	船坂 勝美
48	静岡県	富士宮市	市長	小室 直義
49	静岡県	磐田市	市長	鈴木 望
50	愛知県	犬山市	市長	石田 芳弘
51	愛知県	日進市	市長	佐護 彰
52	三重県	桑名市	市長	水谷 元
53	京都府	綾部市	市長	四方八洲男
54	京都府	舞鶴市	市長	江守 光起
55	大阪府	富田林市	市長	多田 利喜
56	大阪府	高石市	市長	阪口 伸六
57	兵庫県	稲美町	町長	赤松 達夫
58	鳥取県	日南町	町長	矢田 治美
59	岡山県	長船町	町長	清家 隆宣

No.	所屬		部署・職位	出席者氏名
60	岡山県	中央町	町長	奥村 忠夫
61	広島県	大竹市	市長	中川 洋
62	山口県	美和町	町長	西村 幸博
63	香川県	詫間町	町長	横山 忠始
64	愛媛県	五十崎町	町長	宮岡 廣行
65	愛媛県	河辺村	村長	福田 秀一
66	福岡県	古賀市	市長	中村 隆象
67	沖縄県	金武町	町長	儀武 剛
68	福岡県	城島町	町長	佐藤 利幸
69	鹿児島県	伊集院町	町長	宮路 高光
70	福島県	只見町	助役	刈屋 晃吉
71	栃木県	足利市	秘書政策課 政策審議員	本山 文男
72	栃木県	佐野市	助役	岩上 伊久男
73	東京都	荒川区	教育長	石橋 伸一郎
74	新潟県	聖籠町	助役	駒田 文雄
75	福井県	大野市	市民福祉部長	井部 淑子
76	長野県	白馬村	総務課長補佐	太田 文敏
77	島根県	出雲市	教育長	加藤 武行
78	鹿児島県	志布志町	企画政策課長	外山 文弘
79	宮城県		総務部秘書課長	今野 順
80	岩手県	一関市	企画政策室長	松岡 宏
81	秋田県	横手市	総務課秘書係長	小丹 茂樹
82	福島県	会津坂下町	副主幹兼政 策推進班長	名倉 洋
83	茨城県	友部町	企画課長	吉田 勉
84	茨城県	友部町	教育長	坂倉 弘國
85	栃木県	栃木市	秘書政策課 課長補佐兼 政策員	赤羽根 正夫
86	栃木県	佐野市	参事・秘書課長	小林 一
87	栃木県	佐野市	秘書係長	飯塚 久
88	栃木県	壬生町	秘書係長	出井 透
89	栃木県	大平町	企画財政課長	堀江 泰寛
90	埼玉県	草加市	市長室秘書担当	權田 匡史
91	新潟県	新潟市	企画財政局 企画部長	元井 悦朗
92	新潟県	長岡市	企画部長	神林 茂
93	新潟県	長岡市	健康課長	野口 正巳
94	新潟県	長岡市	観光課長	長谷川 久
95	新潟県	長岡市	企画課長補佐	鈴木 正行
96	新潟県	長岡市	秘書随行	早川 裕之
97	新潟県	三条市	政策推進課長	宗村 里士
98	新潟県	三条市	生活環境課長	長谷川 正二
99	新潟県	三条市	農林課長	吉野 賢一
100	新潟県	三条市	教育総務課長	若山 裕
101	新潟県	見附市	企画調整課長	清水 幸雄
102	福井県	大野市	生活環境課長	斉藤 信夫
103	長野県	川上村	企画課長	川上 格
104	岐阜県	知事公室参事兼総合政策課長		宮国 永明
105	岐阜県	秘書課		平野 昌彦
106	岐阜県	各務原市	企画財政部 次長兼企画 財政課長	松岡 秀人
107	岐阜県	飛騨市	市民環境部長	溝口 豊
108	静岡県	磐田市	市長公室長	足立 俊展
109	静岡県	磐田市	市民課副主幹	高田 真治
110	愛知県	犬山市	市長公室企画調 整課統括主査	中村 浩三
111	愛知県	日進市	生涯支援部長兼 福祉事務所長	堀之内 秀紀

No.	所 属		部 署・職 位	出 席 者 氏 名
112	愛知県	日進市	水と緑の課	武田 健一
113	三重県	桑名市	市長公室次長 兼政策課長	森下 充英
114	京都府	綾部市	企画広報課 課長補佐	山崎 栄市
115	大阪府	富田林市	市長公室理事 兼秘書課長	道旗 安幸
116	兵庫県	稲美町	企画課長	大竹 正
117	島根県	出雲市	総務企画課長	岸 和之
118	岡山県	長船町	総務企画課行 政推進室長	小山 洋一
119	広島県	大竹市	企画課長	長門 俊雄
120	福岡県	古賀市	健康づくり課長	加藤 潤二
121	総務省	大臣官房官房総括審議官		大野 慎一
122	文部科学省	初等中等教育局財務課長		前川 喜平
123	文部科学省	初等中等教育局企画課長補佐		角田 善彦
124	文部科学省	大臣官房文教施設企画部防災企画 課防災推進室企画調整官・室長		平井 明成
125	文部科学省	生涯学習政策局地域づくり支援室長		加藤 幹夫
126	文部科学省	生涯学習政策局政策課政策 審議第二係文部科学事務官		土田 牧
127	厚生労働省	老健局介護保険課長		藤木 則夫
128	国土交通省	宇都宮工事事務所長		久保田 勉
129	国土交通省	宇都宮工事事務所副所長		水口 辰夫
130	国土交通省	宇都宮工事事務所調査課長		関 一雄
131	厚生労働省	健康局総務課保健指導官		野村 陽子
132	経済産業省	産業技術環境局環境政策課環 境調和産業推進室調整係長		吉田 孝行
133	経済産業省	産業技術環境局環境政策課環 境調和産業推進室係長		松井 裕也
134	農林水産省	農村振興局農村政策課課長補佐		宮崎 雅夫
135	日本道路公団	宇都宮工事事務所所長		寺島 満
136	日本道路公団	宇都宮工事事務所副所長		飯東 義夫
137	日本道路公団	宇都宮工事事務所工事課長		中村 好充
138	NPO法人ケアセンターやわらぎ	代表理事		石川 治江
139	国民生活センター	理事長		糠谷 眞平
140	香川大学大学院マネジメント研	教授		三好 勝則
141	常盤大学コミュニティ振興学部	教授		井上 繁
142	作新学院大学地域発展学部	教授		檜 模 貢
143	法政大学現代福祉学部	教授		岡崎 昌之
144	政策研究大学院大学	教授		今野 雅裕
145	構想日本	代表		加藤 秀樹
146	構想日本	政策スタッフ		室田 真一
147	筑波大学大学院人間総合科学 研究科	助教授		久野 譜也
148	株式会社つくばウェルネスリサーチ	企画室長		村上 滋子
149	駿河台大学経済学部	教授		土方 幹夫
150	東洋大学工学部建築学科	教授		長澤 悟
151	株式会社ゼンリン	常務取締役		仲津 真治
152	日本大学	教授		中島 正道
153	宇都宮大学	助教授		陣内 雄次
154	茨城県立中央病院	院長		大倉 久直
155	(財)東北産業活性化センター	専務理事		青柳 達夫
156	(財)東北産業活性化センター	企画部長		吉田 秀一
157	(財)東北産業活性化センター	企画部部長		徳永 良太郎
158	塚越クリニック	院長		塚越 昇
159	新潟県	議員		荒城 彦一
160	新潟県	議員		遠藤 清
161	栃木県	企画情報政策課		吉田 恵子
162	新潟県	議員		家老 洋
163	新潟県	議員		細山 隆朋
164	新潟県	議員		水科 三郎
165	東京都	議員		日野 克彰

No.	所 属		部 署・職 位	出 席 者 氏 名
166	市川環境技術士事務所			市川 恭治
167	㈱片手エンジニアリング 企画営	次長		川田 康之
168	日本原子力研究所	本部理事		高橋 祥次
169	東陶機器㈱			高嶋 弘明
170	株式会社 日立製作所 トータル ソリューション事業部	主任技師		小澤 秀雄
171	株式会社 日立製作所 トータル ソリューション事業部	技師		寺谷 匡生
172	栃木県矢板市 まち育てネット	代表世話人		雨宮 正幸
173	フラワービレッジ倉渕生産組合			近藤 龍良
174	群馬県	榛名町	税務課参事	芹沢 優
175	群馬県	榛名町	商工観光課長	塚本 博夫
176	群馬県	新町	鳥川パートナ ーズクラブ	小林 晃一
177	群馬県	新町議会	議員	三島 久美子
178	栃木県	宇都宮市	理財部	水間 俊子
179	栃木県	宇都宮市	都市計画課	佐藤 靖子
180	茨城県	水戸市	消費生活セン ター 所長	小鷹 美代子
181	NPOなおか生活情報交流ねっと	理事長		桑原 眞二

事務局

No.	所 属		部 署・職 位	出 席 者 氏 名
182	地域交流センター		代表理事	田中 栄治
183	地域交流センター		理事	米村 洋一
184	地域交流センター		理事	山本 耕平
185	地域交流センター		理事	今泉 重敏
186	地域交流センター		理事	橋本 正法
187	地域交流センター		理事	遠藤 あおい
188	地域交流センター		監事	岡本 守生
189	地域交流センター			水 昭人
190	地域交流センター			安井 あゆみ
191	地域交流センター			佐藤 豊
192	地域交流センター			中村 俊彦
193	地域交流センター			山口 寛
194	地域交流センター			明石 博行
195	地域交流センター			二宮 誠
196	地域交流センター			土居 洋平
197	地域交流センター			明戸 真弓美
198	地域交流センター			井出 玄一
199	地域交流センター			浜田 靖彦
200	地域交流センター			丸山 玲子
201	地域交流センター			佐久間信一
202	地域交流センター			木内 佳央子

□ 全国首長連携交流会 前回までに参加した首長(過去5年分)

NO	都道府県	自治体	役職	御名前	備考
1	北海道	稚内市	市長	横田 耕一	
2	北海道	江別市	市長	小川 公人	
3	北海道	北広島市	市長	本祿 哲英	
4	北海道	ニセコ町	町長	逢坂 誠二	
5	北海道	赤井川村	村長	竹田 和晃	
6	北海道	長沼町	町長	板谷 利雄	
7	北海道	妹背牛町	町長	加藤 榮一	
8	北海道	中川町	町長	亀井 義昭	
9	青森県	八戸市	市長	中里 伸男	前職
10	岩手県	盛岡市	市長	桑島 博	前職
11	岩手県	宮古市	市長	熊坂 義裕	
12	岩手県	大船渡市	市長	甘竹 勝郎	
13	岩手県	水沢市	市長	後藤 晨	前職
14	岩手県	花巻市	市長	渡辺 勉	
15	岩手県	北上市	市長	伊藤 彬	
16	岩手県	一関市	市長	浅井 東兵衛	
17	岩手県	陸前高田市	市長	菅野 俊吾	前職
18	岩手県	釜石市	市長	小野 信一	前職
19	岩手県	江刺市	市長	及川 勉	前職
20	岩手県	岩手町	町長	民部田 幾夫	
21	岩手県	大迫町	町長	村田 柴太	前職
22	岩手県	金ヶ崎町	町長	高橋 紀雄	
23	岩手県	前沢町	町長	鈴木 一司	前職
24	岩手県	大東町	町長	小原 伸元	
25	岩手県	東山町	町長	松川 誠	
26	岩手県	川崎村	村長	千葉 莊	
27	岩手県	新里村	村長	山口 通男	
28	岩手県	大野村	村長	佐々木 祥吉	
29	宮城県	気仙沼市	市長	鈴木 昇	
30	宮城県	中田町	町長	三浦 五郎	
31	秋田県	秋田市	市長	佐竹 敬久	
32	秋田県	横手市	市長	五十嵐 忠悦	
33	秋田県	角館町	町長	大田 芳文	
34	秋田県	田沢湖町	町長	佐藤 清雄	
35	秋田県	西木村	村長	田代 千代志	
36	秋田県	雄物川町	町長	佐々木 孝志	
37	秋田県	十文字町	町長	西成 辰雄	前職
38	山形県	寒河江市	市長	佐藤 誠六	
39	山形県	最上町	町長	高橋 重美	
40	福島県	只見町	町長	小沼 昇	
41	福島県	会津坂下町	町長	竹内 晔俊	
42	福島県	矢祭町	町長	根本 良一	
43	福島県	三春町	町長	伊藤 寛	前職
44	茨城県	潮来市	市長	今泉 和	
45	茨城県	友部町	町長	川上 好孝	
46	茨城県	総和町	町長	菅谷 憲一郎	
47	茨城県	五霞町	町長	大谷 隆照	
48	栃木県	宇都宮市	市長	福田 富一	前職
49	栃木県	真岡市	市長	福田 武集	
50	栃木県	大平町	町長	鈴木 俊美	
51	群馬県	子持村	村長	阿久津 貞司	
52	群馬県	水上町	町長	腰越 孝夫	
53	群馬県	新治村	村長	鈴木 和雄	
54	埼玉県	草加市	市長	木下 博信	
55	埼玉県	志木市	市長	穂坂 邦夫	
56	埼玉県	鶴ヶ島市	市長	品川 義雄	
57	埼玉県	名栗村	村長	柏木 正之	
58	埼玉県	北川辺町	町長	倉上 皖教	
59	千葉県	船橋市	市長	藤代 孝七	
60	千葉県	鴨川市	市長	本多 利夫	
61	千葉県	浦安市	市長	松崎 英樹	
62	千葉県	小見川町	町長	岩山 豊彦	
63	東京都	荒川区	区長	藤澤 志光	
64	東京都	武蔵野市	市長	土屋 正忠	
65	東京都	日野市	市長	馬場 弘融	

NO	都道府県	自治体名	役職	御名前	備考
66	東京都	国分寺市	市長	星野 信夫	
67	東京都	多摩市	市長	渡辺 幸子	
68	新潟県	長岡市	市長	森 民夫	
69	新潟県	三条市	市長	高橋 一夫	
70	新潟県	柏崎市	市長	西川 正純	前職
71	新潟県	小千谷市	市長	関 広一	
72	新潟県	十日町市	市長	本田 欣二郎	前職
73	新潟県	見附市	市長	久住 時男	
74	新潟県	白根市	市長	吉沢 真澄	
75	新潟県	上越市	市長	木浦 正幸	前職
76	新潟県	聖籠町	町長	渡邊 廣吉	
77	新潟県	紫雲寺町	町長	鬼嶋 正之	
78	新潟県	岩室村	村長	佐藤 悦夫	前職
79	新潟県	吉田町	町長	金子 勝	前職
80	新潟県	巻町	町長	笹口 孝明	前職
81	新潟県	中之島町	町長	樋山 桑男	
82	新潟県	津川町	町長	長谷川 東二	
83	新潟県	三島町	町長	遠藤 鐵四郎	
84	新潟県	出雲崎町	町長	小林 則幸	
85	新潟県	川口町	町長	星野 和久	
86	新潟県	堀之内町	町長	星野 芳昭	合併(魚沼市)
87	新潟県	広神村	村長	酒井 達吉	合併(魚沼市)
88	新潟県	湯沢町	町長	村山 隆征	
89	新潟県	川西町	町長	田口 直人	
90	新潟県	津南町	町長	小林 三喜男	
91	新潟県	中里村	村長	山本 茂穂	
92	新潟県	高柳町	町長	樋口 昭一朗	
93	新潟県	小国町	町長	大橋 義治	
94	新潟県	安塚町	町長	矢野 学	
95	新潟県	松之山町	町長	佐藤 利幸	
96	新潟県	柿崎町	町長	楡井 辰雄	
97	新潟県	頸城村	村長	関田 武雄	
98	新潟県	関川村	村長	平田 大六	
99	新潟県	相川町	町長	弾正 俊一	合併(佐渡市)
100	新潟県	真野町	町長	高野 宏一郎	合併(佐渡市)
101	富山県	氷見市	市長	堂故 茂	
102	富山県	八尾町	町長	吉村 栄二	
103	石川県	羽咋市	市長	本吉 達也	前職
104	石川県	能都町	町長	持木 一茂	
105	福井県	大野市	市長	天谷 光治	
106	福井県	金津町	町長	松木 幹夫	合併(あわら市)
107	福井県	丸岡町	町長	林田 恒正	
108	山梨県	甲府市	市長	山本 栄彦	前職
109	山梨県	韭崎市	市長	小野 修一	
110	山梨県	市川大門町	町長	有泉 仁	前職
111	山梨県	下部町	町長	土橋 金六	合併(身延町)
112	山梨県	増穂町	町長	田中 隼人	前職
113	山梨県	中富町	町長	望月 教三	合併(身延町)
114	山梨県	早川町	町長	辻 一幸	
115	山梨県	富沢町	町長	望月 秀次郎	合併(南部町)
116	山梨県	田富町	町長	竹野 金造	前職
117	山梨県	八田村	村長	齋藤 公夫	合併(南アルプス市)
118	山梨県	白根町	町長	小池 通義	合併(南アルプス市)
119	山梨県	芦安村	村長	清水 哲夫	合併(南アルプス市)
120	山梨県	若草町	町長	塩澤 佳文	合併(南アルプス市)
121	山梨県	櫛形町	町長	石川 豊	合併(南アルプス市長、現:南アルプス市長)
122	山梨県	須玉町	町長	中田 欽哉	合併(南アルプス市)
123	山梨県	高根町	町長	大柴 恒雄	合併(北杜市)
124	山梨県	長坂町	町長	小澤 澄夫	合併(北杜市)
125	山梨県	小淵沢町	町長	鈴木 隆一	
126	山梨県	白州町	町長	伊藤 好彦	合併(北杜市)
127	長野県	佐久市	市長	三浦 大助	
128	長野県	小海町	町長	黒澤 榮太郎	
129	長野県	川上村	村長	藤原 忠彦	
130	長野県	望月町	町長	吉川 徹	前職
131	長野県	中川村	村長	桃沢 忠実	前職
132	長野県	高森町	町長	吉川 貢	

NO	都道府県	自治体名	役職	御名前	備考
133	長野県	穂高町	町長	平林 伊三郎	
134	長野県	白馬村	村長	福島 信行	
135	岐阜県	多治見市	市長	西寺 雅也	
136	岐阜県	羽島市	市長	吉田 三郎	
137	岐阜県	美濃加茂市	市長	川合 良樹	
138	岐阜県	各務原市	市長	森 真	
139	岐阜県	川島町	町長	野田 敏雄	合併(各務原市)
140	岐阜県	岐南町	町長	伏屋 征勝	
141	岐阜県	笠松町	町長	廣江 正明	
142	岐阜県	坂祝町	町長	梅田 克己	
143	岐阜県	川辺町	町長	辻 武史	前職
144	岐阜県	七宗町	町長	大矢 智廣	
145	岐阜県	八百津町	町長	赤塚 新吾	
146	岐阜県	白川町	町長	今井 良博	
147	岐阜県	東白川村	村長	安江 啓次	
148	岐阜県	御嵩町	町長	柳川 喜郎	
149	岐阜県	加子母村	村長	粥川 眞策	
150	岐阜県	付知町	町長	日下部 年弘	
151	岐阜県	蛭川村	村長	樋田 邦彦	
152	岐阜県	萩原町	町長	倉地 正春	合併(下呂市)
153	岐阜県	小坂町	町長	大森 喜一	合併(下呂市)
154	岐阜県	丹生川村	村長	小谷 伸一	
155	岐阜県	白川村	村長	谷口 尚	
156	岐阜県	宮村	村長	大江 哲雄	
157	岐阜県	古川町	町長	菅沼 武	合併(飛騨市)
158	岐阜県	国府町	町長	北村 喜治	
159	岐阜県	河合村	村長	松井 靖典	合併(飛騨市)
160	岐阜県	宮川村	村長	石腰 保昭	合併(飛騨市)
161	岐阜県	神岡町	町長	川上 伍	前職
162	岐阜県	上宝村	村長	小池 強	
163	静岡県	清水市	市長	宮城島 弘正	合併(静岡市)
164	静岡県	磐田市	市長	鈴木 望	
165	愛知県	半田市	市長	榊原 伊三	
166	愛知県	大山市	市長	石田 芳弘	
167	愛知県	江南市	市長	大池 良平	前職
168	愛知県	日進市	市長	佐護 彰	
169	愛知県	長久手町	町長	加藤 梅雄	
170	愛知県	大口町	町長	酒井 鏑	
171	愛知県	扶桑町	町長	河田 幸男	
172	愛知県	木曾川町	町長	山口 昭雄	
173	三重県	桑名市	市長	水谷 元	
174	三重県	上野市	市長	今岡 睦之	合併(伊賀市)
175	三重県	小俣町	町長	奥野 英介	
176	滋賀県	竜王町	町長	福島 茂	前職
177	京都府	綾部市	市長	四方 八洲男	
178	大阪府	羽曳野市	市長	福谷 剛蔵	前職
179	大阪府	高石市	市長	阪口 伸六	
180	兵庫県	篠山市	市長	瀬戸 亀男	
181	兵庫県	家島町	町長	鎌方 志郎	前職
182	鳥取県	河原町	町長	右近 利夫	合併(鳥取市)
183	鳥取県	八東町	町長	竹内 弘人	
184	鳥取県	日南町	町長	矢田 治美	
185	島根県	出雲市	市長	西尾 理弘	
186	島根県	東出雲町	町長	石原 真一	
187	島根県	吉田村	村長	堀江 眞	合併(雲南市)
188	岡山県	岡山市	市長	萩原 誠司	
189	岡山県	山陽町	町長	遠藤 雅晴	
190	岡山県	吉井町	町長	荒嶋 龍一	
191	岡山県	長船町	町長	清家 隆宣	合併(瀬戸市)
192	岡山県	湯原町	町長	池田 輝美	
193	岡山県	美甘村	村長	池田 文治	
194	岡山県	新庄村	村長	小倉 博俊	
195	岡山県	鏡野町	町長	池上 興一	
196	広島県	竹原市	市長	中尾 義孝	前職
197	広島県	因島市	市長	村上 和弘	
198	広島県	大竹市	市長	中川 洋	
199	広島県	安芸津町	町長	山下 龍男	
200	広島県	東野町	町長	濱田 紀幸	合併(現在:大崎上島町)

NO	都道府県	自治体名	役職	御名前	備考
201	広島県	瀬戸田町	町長	柴田 大三郎	
202	山口県	下関市	市長	江島 潔	
203	山口県	久賀町	町長	大田 敬三郎	前職 合併(周防大島町)
204	山口県	大島町	町長	河野 洋治	合併(周防大島町)
205	山口県	東和町	町長	西木 宏	合併(周防大島町)
206	山口県	橘町	町長	中本 富夫	合併(周防大島町)
207	山口県	由宇町	町長	楨本 利光	
208	山口県	錦町	町長	寺本 隆宏	
209	山口県	美和町	町長	西村 幸博	
210	徳島県	川島町	町長	中村 健	合併(吉野川市)
211	香川県	津田町	町長	三田 文明	合併(さぬき市)
212	愛媛県	朝倉村	村長	清水 俊光	
213	愛媛県	大三島町	町長	菅 良二	前職
214	愛媛県	五十崎町	町長	宮岡 廣行	
215	愛媛県	肱川町	町長	大野 和	
216	愛媛県	河辺村	村長	福田 秀一	
217	愛媛県	瀬戸町	町長	井上 善一	
218	愛媛県	三瓶町	町長	井伊 敏郎	合併(西予市)
219	愛媛県	野村町	町長	大塚 功	合併(西予市)
220	高知県	中村市	市長	澤田 五十六	
221	高知県	中土佐町	町長	西森 英身	
222	高知県	佐川町	町長	中山 博司	
223	福岡県	甘木市	市長	佐藤 誠良	前職
224	福岡県	大川市	市長	福永 邦男	前職
225	福岡県	古賀市	市長	中村 隆象	
226	福岡県	浮羽町	町長	堀 万治	
227	福岡県	北野町	町長	秋吉 喜一郎	
228	佐賀県	伊万里市	市長	川本 明	前職
229	佐賀県	武雄市	市長	古庄 健介	
230	佐賀県	千代田町	町長	内川 修治	
231	佐賀県	小城町	町長	江里口 秀次	
232	佐賀県	山内町	町長	永尾 光義	
233	長崎県	平戸市	市長	白濱 信	
234	長崎県	松浦市	市長	吉山 康幸	
235	長崎県	森山町	町長	田中 克史	
236	長崎県	小値賀町	町長	山田 憲道	
237	長崎県	田平町	町長	山崎 雄士	
238	長崎県	鹿町町	町長	小村 省二	前職
239	長崎県	佐々町	町長	清原 恵一郎	前職
240	長崎県	吉井町	町長	上林 宏	
241	熊本県	菊陽町	町長	富永 清次	
242	熊本県	矢部町	町長	甲斐 利幸	
243	熊本県	坂本村	村長	續 保廣	前職
244	大分県	日田市	市長	大石 昭忠	
245	大分県	臼杵市	市長	後藤 國利	
246	大分県	直川村	村長	戸高 寿生	
247	大分県	緒方町	町長	山中 博	
248	大分県	前津江村	村長	原田 寛	前職
249	大分県	上津江村	村長	高畑 龍之助	
250	宮崎県	須木村	村長	小牧 一憲	前職
251	鹿児島県	大口市	市長	隈元 新	
252	鹿児島県	笠沙町	町長	中尾 昌作	
253	鹿児島県	伊集院町	町長	宮路 高光	
254	鹿児島県	鶴田町	町長	井上 章三	
255	沖縄県	金武町	町長	儀武 剛	

□ 書籍出版のご案内

提言・実践首長会メンバーを中心に、
首長の本心が綴られた書籍が発売されました！

志ある首長 39 人が本音で語る

国の常識は地方の非常識

PHP 研究所編

発売日：平成 16 年 6 月 22 日

定価：1200 円

出版：PHP 研究所



※ 全国首長連携交流会／提言・実践首長会の関係の方には、特別価格 1000 円にて販売いたします。また、発売に合わせて発送させていただきます。また、ご注文は 1 冊から承ります。

※ 100 冊注文の場合には、

1 冊 900 円にて販売いたします！

本書をご注文される方は、以下のフォームをご利用のうえ、FAX にて全国首長連携交流会／提言・実践首長会 事務局 03-3593-1374（地域交流センター担当 土居宛）にお送り下さい。

お支払いの方法は、振り込みとなります。書籍をお受取頂いた後に、振込用紙（郵便振替）をご送付いたします。

お問い合わせは、NPO 法人 地域交流センター（TEL 03-3581-2700、FAX 03-3593-1374、Email: doi@jrec.co.jp 担当 土居）迄お願い致します。

『国の常識は地方の非常識』 お申込フォーム (03-3593-1374 地域交流センター 土居 宛)

御職位／ お名前			
ご住所 (発送先)			
TEL／FAX			
注文冊数 ※ 特別価格 1000 円にてご提供します。 ※ 100 冊以上ご注文の方は、1 冊 900 円にて提供致します。		冊	

□ 第10回全国首長連携交流会 お誘い

来年度は、愛知県長久手町におきまして、下記のとおり第10回全国首長連携交流会を開催致します。第10回の記念の大会であると同時に、愛知万博にあわせました開催となります。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

なお、詳細は随時ご案内を致しますが、ご不明な点などございましたら、事務局までお気軽にご一報ください。

1. 日時 平成17年5月20日（金）～5月22日（日）

2. 場所 愛知県長久手町

3. 参加負担金（予定）

首長本人・首長代理 50,000 円（宿泊費・交流会費・弁当代を除く）

随行者 30,000 円（宿泊費・交流会費・弁当代を除く）

※ 宿泊費は、1泊10,000 円（朝食付）程度を予定しています。

※ 交流会費は1回5,000 円程度（2回ございます）を予定しております。

4. プログラム（平成16年12月現在の事務局案です。今後、変更の可能性があります）

20 日（金） 会場 長久手町「文化の家」

午後 全体交流会（1）

夕方 交流・懇談会（1）

21 日（土） 会場 長久手町「文化の家」／愛知万博会場内「ロータリー館」

午前 部会

午後 万博会場内にて全体交流会（2）

万博会場エクスカッション

夕方 交流・懇談会（2）

22 日（日） 会場 長久手町「文化の家」

午前 総括討論

昼頃 解散

第9回 全国首長連携交流会 報告書

平成16年12月発行

編集・発行 全国首長連携交流会事務局

特定非営利活動法人 地域交流センター（事務局長 田中栄治 担当 土居）

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5 T K K 西新橋ビル 3 F

電話 03-3581-2700 F A X 03-3593-1374

印刷 有限会社 片野印刷

〒229-1123 神奈川県相模原市上溝 6-1-6

電話 042-762-1555 F A X 042-792-9234